

揖保川森林計画区

国有林の地域別の森林計画書

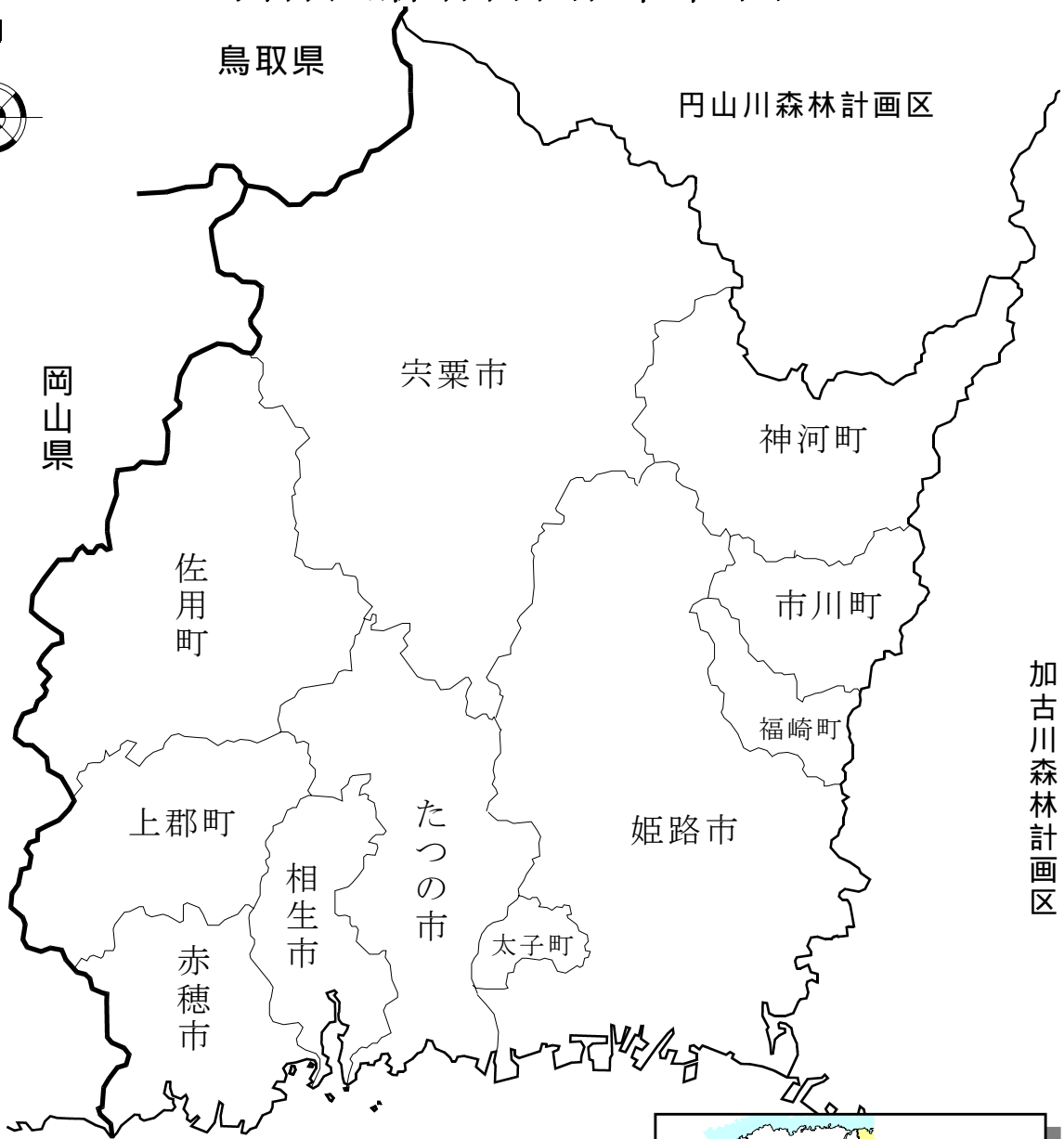
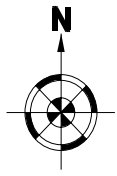
計画期間 { 自 平成21年 4月 1日
至 平成31年 3月 31日 }

近畿中国森林管理局

ま え が き

本計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、揖保川森林計画区のうち林野庁所管の国有林について樹立した平成21年4月1日から平成31年3月31日までの10年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」である。

揖保川森林計画区位置図



凡 例	
府 県 界	———
森 林 計 画 界	———
市 町 村 界	———

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課	課	長	山 口 輝 文
	流域管理指導官		前 田 三 文
	課 長 補 佐		波多野 宗 正
	経営計画第三係長		高 井 和 巳

2 樹立に従事した期間

自 平成20年 4月 1日

至 平成20年12月31日

目 次

I 計画の大綱	1
1 自然的条件、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
(1) 自然的条件	1
(2) 社会経済的背景	1
(3) 森林計画区の位置付け	2
2 計画樹立に当たっての基本的考え方	3
II 計画事項	5
1 計画の対象とする森林の区域	5
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	6
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(3) その他必要な事項	9
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	10
(1) 森林の立木竹の伐採に関する事項	10
(2) 伐採立木材積	12
4 造林面積その他造林に関する事項	12
(1) 造林に関する事項	12
(2) 人工造林、天然更新別の造林面積	14
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	14
(1) 間伐及び保育に関する事項	14
(2) 間伐立木材積	15
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	15
(1) 公益的機能別施業森林の区域	15
(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	16
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	17
(1) 林道の整備に関する基本的な考え方	17
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	18
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある 森林の所在及びその搬出方法	18
(4) その他必要な事項	18

8 森林施業の合理化に関する事項	18
(1) 林業に従事する者の養成及び確保	18
(2) 林業機械の導入の促進	19
(3) 路網の整備	19
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備	19
(5) その他必要な事項	20
9 森林の土地の保全に関する事項	20
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	20
(2) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分 及びその搬出方法	21
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	21
(4) その他必要な事項	21
10 保安施設に関する事項	21
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	21
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	21
(3) 実施すべき治山事業の数量	21
(4) その他必要な事項	21
11 その他必要な事項	22
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	22
(2) 森林の保護及び管理	24
(3) その他必要な事項	25
別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	26
別表 2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	29
別表 3 伐採立木材積	29
別表 4 人工造林、天然更新別面積	29
別表 5 公益的機能別施業森林の区域	30
(1) 水土保持林の区域	30
(2) 森林と人との共生林の区域	30
(3) 伐採方法その他施業を特定する必要がある森林の区域	30
別表 6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等	31
別表 7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の 所在及びその搬出方法	32
別表 8 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区	32
別表 9 林地保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分 及びその搬出方法	33
別表 10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	33
10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	33

10-2	計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の 種類別の所在及び面積等	33
10-3	指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	33
別表 11	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	33
別表 12	治山事業の数量	33
別表 13	法令により施業について制限を受けている森林	34

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概要	39
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	39
(2) 地況	40
(3) 土地利用の現況	43
(4) 産業別生産額	43
(5) 産業別就業者数	44
2 森林の現況	45
(1) 齢級別森林資源表	45
(2) 制限林別普通林別森林資源表	50
(3) 市町村別森林資源表	52
(4) 樹種別材積表	54
(5) 荒廃地等の面積	54
(6) 森林の被害	54
(7) 防火線等の整備状況	55
3 林業の動向	55
(1) 保有山林規模別林家数	55
(2) 森林施業計画の認定状況	55
(3) 森林組合及び生産森林組合の現況	56
(4) 林業事業体等の現況	61
(5) 林業労働力の概況	62
(6) 林業機械化の概況	63
(7) 作業路網等整備の概況	64
4 前期計画の実行状況	65
(1) 伐採立木材積	65
(2) 人工造林・天然更新別面積	65
(3) 林道の開設又は拡張の数量	65
(4) 保安施設の数量	66
5 林地の異動状況(森林計画の対象森林)	67
(1) 森林より森林以外への異動	67
(2) 森林以外より森林への異動	67
6 森林資源の推移	67
(1) 分期別伐採立木材積等	67
(2) 分期別期首資源表	68

I 計画の大綱

1 自然的条件、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

本計画区は加古川広域流域森林計画区に属し、兵庫県南西部の中・西播磨地域に位置した区域であり、北は円山川森林計画区、東は加古川森林計画区、西は岡山県に接し、南は瀬戸内海に面している。

本計画区に包括される行政区域は、姫路市をはじめとする5市6町で構成され、その面積は243千haで、兵庫県総面積の約29%を占めている。

国有林（国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める森林及び公有林野等官行造林地（計画対象外森林を除く）、以下同じ）の大部分は中国山地に所在し、南部は小団地が散在している。その面積は16,820haである。

イ 地 勢

本計画区の地形は、計画区北部は一般に急峻な山地からなり、中南部は沿岸部の播磨平野に向けて、比較的なだらかな地形が続いている。主要な河川は千種川、揖保川、夢前川、市川等でいずれも南に流れ、瀬戸内海に注いでいる。

ウ 地質及び土壌

地質構造は、大部分が花崗岩、流紋岩、安山岩等の火成岩と新生代の洪積層、沖積層からなっている。

土壌は、大部分が適潤性褐色森林土であり、一部にポドソル土壌、黒色土が見られる。

エ 気 候

本計画区の南部地域は、比較的温暖で雨量の少ない瀬戸内海型気候であるが、北部地域では内陸性気候となり一部冬期に積雪が見られる。

年平均気温は13～16℃、年間降水量は1,000～1,800mmである。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の状況

本計画区の総面積は243千haで、土地利用形態の構成は、森林74%、耕地8%、宅地6%、その他12%であり、森林の占める割合が大きくなっている。

イ 人口及び産業の状況

本計画区の人口は、約86万1千人で県総人口の15%を占め、その大部分が姫路市を中心とする中・西播磨の南部の都市地域に集中しており、北部農山村地域では僅かながら減少傾向が続いている。

地域産業は、北部地域では農林業を主体とし、特に姫路市北部、宍粟市、神崎郡は、県下の代表的林業地帯を形成している。一方、南部地域は姫路市、相生市、赤穂市を中心に鉄鋼、

石油、化学、造船、火力発電、セメント等の工業地帯が、また、各地にそうめん、醤油等の地場産業が形成されている。その他、中西部丘陵地には、播磨科学公園都市の建設が進み、光をテーマとした先端産業の形成が期待されている。

また、瀬戸内海国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、西播丘陵、播磨中部丘陵、音水ちくさ、雪彦峰山の各県立自然公園が指定され、国民の保健・文化・教育的活動の場として利用されている。

ウ 交通の状況

計画区の交通網は、鉄道ではJRの山陽新幹線、山陽本線、姫新線、播但線、第三セクターの智頭急行線があり、道路網は中国縦貫自動車道、山陽自動車道、播但自動車道、国道2号、29号、179号、250号、312号、373号の各線が走り、このほか、主要地方道、市町道が地域内を結んでいる。

また、海上交通については、姫路港がある。

(3) 森林計画区の位置付け

本計画区の森林面積は181千haであり、林野率は74%を占め、そのうち国有林は17千ha、民有林が164千haで国有林の占める割合は9%とわずかである。

国有林の現存植生は、中国山地脊梁部とその周辺の国有林では、大部分はスギ、ヒノキの人工林であるが、標高1,400m程度を最高地点として600m程度まで、ブナクラス域自然植生のブナーチシマザサ群団、イヌブナーチャボガヤ群落及び代償植生のミズナラークリ群落となっている。都市近郊の瀬戸内海沿岸部の国有林では、大部分はヤブツバキクラス域代償植生のアカマツモチツツジ群落で、自然植生のコジイカナメモチ群落、代償植生のコナラ群落となっている。

人工林面積は94千ha、その内訳は国有林が12千ha（13%）、民有林が82千ha（87%）であり、国有林の人工林率は75%、民有林は50%、全体では52%となっている。

計画区内を地域別にみると、北部地域は、瀬戸内海に流れ込む各河川の水源として重要な地域であり、土壌、気候などの立地条件が林木に適した地域では人工林率が高く、林業生産活動が活発である。一方、南部地域では、生産性の低い林地が広範囲に分布しているが、国土の保全及び保健文化等の公益機能を有しており、保健休養の場としても寄与している。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画の樹立に当たっては、全国森林計画に即し、自然的条件、社会経済的背景及び地域の動向等を踏まえ、適切な森林施業を通じて森林資源の整備及び保全を図るものとする。

計画区の国有林は、地域において国土保全、自然環境の保全、林産物の供給、農山村地域の産業の振興又は住民福祉の向上への寄与等重要な使命を担っているとともに、脊梁部の水源地帯や都市近郊に所在する国有林は、下流域の水源地かん養や都市住民の保健休養の場としても重要な役割を果たしている。

近年、森林が生物多様性の保全に寄与し、二酸化炭素の吸収・固定源として重要な役割を果たしていることについての認識が深くなってきている。また余暇時間の増大に伴い、森林の保健・文化・教育的な利用に対するニーズが、一層高度化、多様化するなど、森林の有する多面的機能の一層の発揮が求められている。

このような森林の果たす様々な機能を高度に発揮していくことに対する国民の期待の高まりに応え、木材等の多様な財及びサービスを持続的に供給するため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが今日の重要な課題となっている。

一方、森林資源の状況を見ると、人工林の多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にあるが、高齢級の森林が増加しつつあり、引き続き適切な施業を実施することにより資源として本格的に利用が可能となる段階を迎え、これら人工林から生産される国産材の安定的な供給への期待が高まってきている。また、一方で、森林に対する国民のニーズを踏まえた広葉樹林化、長伐期化等多様な森林整備を推進するための分岐点となる時期にある。

これらの人工林については、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、必要な施業を適時・適切に行い、森林の健全性が確保されるようにしていく必要がある。また、我が国の森林は、急峻な山地や谷地、崖地が多い上に梅雨期、台風期等における集中豪雨等に見舞われやすい気候条件下にあること等から、山地災害等の未然防止を図る必要がある。さらに、野生鳥獣による森林被害防止のための総合的かつ効果的な対策を推進することが重要となっている。

このように、本計画区の森林は戦後の積極的な人工林造成の結果、量的には充実しつつあり、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていく重要な時期を迎えている。

これらの課題に応じていくために、民有林との緊密な連絡調整を図りつつ、

- 公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応するため、
- ・従来から進めてきた若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についても、コストを抑えた択伐や間伐といった抜き伐りの適切な実施を行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的な充実を図ること
- ・保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策により森林の保全の確保を図ることを基軸と

しつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ること

なお、このとき、すべての森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育しており、それら生態系の保全に配慮した施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全に寄与することに十分に留意する。

- ・森林は二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしており、京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量を確保するため、間伐等の森林整備の着実な実施や、保安林等の適切な管理の一層の推進を図ること
- 身近な森林でより生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、森林の癒し効果を活用した健康づくりの場、自然・環境・森林教育の場、林学を学ぶ場、野生鳥獣との共存の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティア活動等による森林づくりの場、エコ・ツーリズムやグリーン・ツーリズムなど都市と山村の交流の場などとして森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全や都市部を中心とした花粉発生の抑制等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備及び保全を推進すること
- 近畿中国森林管理局管内には、里山林や世界文化遺産が多いことから、
 - ・住宅地、農地、産業用地等に接する都市近郊や中山間などの里山について、多様な生物の生息が可能となる森林の保全や造成、山地災害防止対策の充実、地域の生活と一体となった景観の保全・形成、防火機能の強化を図るなど、自然環境及び生活環境保全を重視した管理経営に努めること
 - ・世界文化遺産、国宝、重要文化財等に指定されている建造物等の維持、修繕のための資材の持続的な供給や背景林としての景観の保全、形成など文化財保全への貢献等を推進すること
- さらに、上記の森林整備の展開に当たっては、施業の効率化・低コスト化を推進するための施業技術、路網と高性能林業機械との組合せによる低コスト路網生産システムの普及・定着等により生産流通及び加工段階における条件整備について関係者と一体となって積極的に取り組むこと

等を基本とし、森林の整備及び保全の目標を明らかにして、国有林の地域別の森林計画を樹立する。

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分	総 数	国有林野	公有林野等 官行造林地	
総 数	16,820.03	14,660.63	2,159.40	
市 町 別 内 訳	姫路市	1,699.40	1,475.25	224.15
	相生市	2.49	2.49	—
	赤穂市	106.96	106.96	—
	宍粟市	12,979.46	11,681.47	1,297.99
	たつの市	1,419.87	1,348.74	71.13
	市川町	42.13	—	42.13
	神河町	279.46	—	279.46
	太子町	45.72	45.72	—
	佐用町	244.54	—	244.54

注：1 揖保川森林計画区の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする

2 森林計画図の縦覧場所

大阪市北区天満橋1丁目8-75

宍粟市山崎町今宿100-1

近畿中国森林管理局

兵庫森林管理署

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する以下の各機能について、その高度発揮が期待される森林を、別表1のとおり定める。

ア 水源かん養機能

水資源を保持し湧水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能並びに自然環境を保全、形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く繁っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の

吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林整備及び保全の基本方針

(ア) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化、木材等生産機能の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、

- ・ 水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」
- ・ 保健・文化機能又は自然環境の維持機能を重視する「森林と人との共生林」
- ・ 木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」

に区分することとし、この区分を踏まえ、

- ① 育成単層林における保育・間伐の積極的な推進
- ② 広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備
- ③ 天然生林の的確な保全管理
- ④ 保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策
- ⑤ 森林病虫害、野生鳥獣被害等の防止対策

⑥ 花粉の少ないスギ品種等への転換などスギ等の花粉発生の抑制対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図る。

また、効率的な森林施業、森林の適切な管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、林地及び自然景観の保全に配慮しつつ、森林資源の整備目標、公道、民有林林道の配置状況等を考慮し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの普及・定着のほか農山村地域の振興にも寄与することに留意した整備に努める。なお、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図る。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能などの諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努め、保安林の適正な整備を図る。

(イ) 重視すべき機能に応じた森林区分ごとの整備方針

a 水土保持林

災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定供給を確保する観点から、特に山地災害防止機能、水源かん養機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備・保全に当たっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進するとともに、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進する。

具体的には、育成単層林にあっては複層林施業、長伐期施業の推進及び天然生広葉樹を保残するなどの適正な伐採方法の採用を図るほか、林床の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、立地条件に応じた育成複層林施業を推進し、また森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、一箇所当たりの伐採面積の縮小、天然力を活用して導入された広葉樹の積極的な育成に配慮する。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源かん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

整備対象面積 おおむね11,400 ha （前計画 おおむね 11,100 ha）

b 森林と人との共生林

生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全及び森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から特に生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備・保全に当たっては、多様な樹種・林相からなる森林、林木が適度な間隔で配置されている森林、郷土樹種を主体とする森林等多様な森林、原始的な自然環境を保持し、貴重な動植物が生息又は生育している森林や、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林施業や森林の適切な保全を推進す

る。

具体的には、森林レクリエーション施設及びこれと一体となった森林の適切な整備、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業の推進及び適正な伐採方法の採用を図るほか、景観の向上を考慮した間伐等の実施、遮へい能力の高い森林を維持するための伐採・更新の計画的実施、野生生物の生息・生育環境の保全等に配慮する。

また、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保全等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林の保全等を推進する。

整備対象面積 おおむね2,800 ha (前計画 おおむね 3,200 ha)

c 資源の循環利用林

国民生活に必要であり環境への負荷の少ない素材である木材を安定的かつ効率的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備・保全に当たっては、木材需要の動向、地域の森林構成等考慮のうえ、形質が良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。この場合、森林のもつ旺盛な成長力が二酸化炭素の吸収・固定に大きな役割を果たしていることにも留意する。

整備対象面積 おおむね 2,600 ha (前計画 おおむね 2,600 ha)

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

(3) その他必要な事項

特になし。

3 伐採立木材種その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する事項

ア 立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定める。

なお、主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図る。

また、歴史を未来につなぐ森林づくりとして、世界文化遺産等歴史的木造建築物の修復資材の供給に取り組む。

単位：年

地 区	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
全 域	35	40	40	45	15

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採の標準的な方法は次による。

(ア) 皆伐を行う森林

a 皆伐新植を行う森林

(a) 対象森林

皆伐新植を行う森林は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系、森林被害の発生状況等からみて、人工林の造成が確実であり、かつ人工林施業による森林生産力の増大が十分期待できる森林について行う。この場合、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて複層林の造成が確実であり、かつ複層林の造成による多様な木材の生産が期待される林分で、林道の整備状況等からみて複層林施業を行うことが適切な林分については当該施業を行う。

(b) 生産目標別の主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うが、本計画における樹種別、生産目標別の主伐の時期は、次のとおりとする。

地 区	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐の時期 (年)
		生 産 目 標	仕 立 方 法	期待径級(cm)	
全 域	ス ギ	一般建築材	中 仕 立	20～24	40
		造 作 材	中 仕 立	46	120
	ヒノキ	一般建築材	中 仕 立	18～22	50
		心持柱材	密 仕 立	18～22	50
	造 作 材	中 仕 立	38	120	
マ ツ	一 般 材	中 仕 立	30	80	

注： 利用径級を勘案し期待径級を決定した。

(c) 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

① 国有林（公有林野等官行造林地を除く）

<1> 一箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域にあっては、おおむね5ha以下（ただし、一伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等にあってはその制限の範囲内とする。保安林における伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とする。）。その他の制限林にあってはその制限の範囲内とし、制限林以外の森林にあっては、おおむね20ha以下とするが、特に「水土保持林」にあっては、1箇所当たりの伐採面積の縮小に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林については、契約内容による（法令等の制限がある場合は、その制限の範囲内とする）。

<2> 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに新生林分の保護、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要な尾根、斜面中腹、溪流沿い、主要道沿線等に保護樹帯を積極的に設置する。特に「水土保持林」については天然生広葉樹の育成等による針広混交林への誘導や林分のモザイク的配置を考慮する。また新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうっ閉した後に行う。

なお、皆伐新植を予定する林分において、利用径級に達しない小径木の有用樹種で形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残する。

<3> 人工造林による育成複層林施業を行う場合は、効率的な施業の実施を図るため、帯状又は群状伐採を基本とするが、立地条件、下層木の生育状況等の現地の実態に応じて単木伐採も行う。

複層伐(更新伐)は原則としてスギ、ヒノキともおおむね60年生の時期に行い、複層伐(終伐)はおおむね120年生の時期に行う。

複層伐(更新伐)の伐採率は、上木の50%を基準とする。

また、更新伐を実施する10年程度前までに間伐を実施し、必要な密度管理を行っておく。

<4> 積雪量100～250cmの多雪地帯にあっては、傾斜の変換点、局所的急峻地、岩石地、風衝地、雪崩箇所、崩壊地の周辺、雪庇発生箇所の立木は保残するが、利用価値の高いものは択伐する。

<5> 上記多雪地帯で、傾斜25度以上の林地について必要な場合は防雪帯を設ける。

防雪帯は、傾斜長40m以上の箇所においておおむね40mごとに幅20m程度とするが、できるだけ傾斜の変化点を選び、集材方法、地形などを勘案して防雪効果が効率的に確保できるよう設ける。なお、搬出上支障とする立木はなるべく1m以上の高さで伐倒し、防雪効果の維持に努める。

② 公有林野等官行造林地

公有林野等官行造林地の伐採は、制限林にあつてはその制限内容に従つて行ふ。

b 皆伐天然更新を行ふ森林

(a) 対象森林

皆伐天然更新は、アカマツ等の森林であつて天然下種による更新が確實な林分及びクヌギ、コナラ等の森林であつて、ぼう芽による更新が確實な林分において行ふ。

(b) 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

伐区の面積は皆伐新植に準ずるとともに、特に確實な更新を期するため、伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、伐採を行ふに当たつては、天然生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案し、適切な時期を選定する。

(イ) 択伐を行ふ森林

択伐を行ふ林分は、各種法令等により伐採の方法を択伐と指定された林分であつて、択伐によつて良好な天然下種更新が確實に図られる林分において行ふ。

伐採に当たつては、樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林型に誘導するよう配慮して択伐率等を適切に定める。

ウ その他必要な事項

特になし

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する事項

ア 造林樹種

(ア) 人工造林

人工造林における造林すべき樹種は、土壤、地形等の自然条件を的確に把握したうえで、適地適木を原則とし、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ及びケヤキ、クヌギ等の価値の高い有用広葉樹の中から最も適合した樹種を選定する。

(イ) 天然更新補助作業

天然更新補助作業の対象樹種は、既往の天然生有用広葉樹種の造林成績及び林産物の需要動向を勘案し、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、クヌギ、コナラ等とする。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

スギ、ヒノキともヘクタール当たり2,000本を標準とする。

なお、心持柱材又は造作材を生産する場合ヘクタール当たりスギ 3,000～3,500、ヒノキ 3,500～4,000本を標準とする。

(イ) その他人工造林の標準的な植栽方法

a 地ごしらは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用する。

b 植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は保残する。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

a アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地で、かつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、努めて母樹保残、伐採前地ごしらえを行う。

天然更新補助作業は現地の実態に応じて必要な植込み、まきつけを行うほか、必要な稚樹の刈出しを行う。

b 広葉樹

伐採面積、母樹保残、側方天然下種における伐区の形状等を十分検討し、確実な稚樹の発生に必要な伐採方法の選定を行う。なお、発生した稚樹が少ない場合には天然更新補助作業として刈払い等を行う。

有用広葉樹については、地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象としてぼう芽による更新を図るため、天然更新補助作業として芽かき、刈払い等を行う。

c 留意事項

期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

(エ) 複層林の標準的な方法

a 植栽樹種

原則としてスギ又はヒノキとする。

b 植栽本数

群状又は帯状伐採区は、ヘクタール当たり2,000本を標準とする。

単木伐採は、ヘクタール当たり1,000本を標準とする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として、2年以内とする。

- エ その他必要な事項
特になし。

(2) 人工造林、天然更新別の造林面積

人工造林、天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導に必要な間伐や保育を的確に実施していく。

なお、実施に当たっては、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意する。

ア 間伐の標準的な方法

林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて間伐を実施する。

実施時期は、樹幹がうっ閉したことにより、下層植生の一部が消失若しくは消失する恐れのある場合又は林木相互間に競合による優劣が生じた時期とする。

選木に当たっては、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等も選木する。

間伐率については、35%（材積率）を上限とし、現地の実態に応じて決定する。

実施に当たっては、効果的な間伐の実施を図るため、立地条件等を考慮の上、列状間伐を推進する。

複層伐（更新伐）後に行う受光伐は、下木の植栽後5～10年の間隔で、伐採率35%を上限として2～3回行い、林内の相対照度（20%以上）を確保する。

なお、間伐材の有効利用の観点から、民有林と連携した間伐の実施等による安定供給体制の整備、関係機関等へ間伐材の利用促進についての働きかけを行い、間伐材の需要拡大を図る。

イ 保育の標準的な方法

樹種	作業種	経過年数 (年)															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
スギ	下 春植	←						→									
	刈 秋植		←					→									
ヒノキ	つる切							←									
	除伐									←							→

注：この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて行う。
複層林の下木の保育についても、表に準じて実施する。

ウ その他必要な事項
特になし。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保持林」の区域

水土保持林の区域については、別表5- (1) のとおり定める。

水土保持林は、水源かん養機能、山地災害防止機能等公益的機能の高度発揮が求められている森林であって、森林の構成及び配置の状況、当該区域にかかる地域の要請等からみて当該施業を実施すべきものについて小班を単位として定めるが、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。ただし、狭小な小班を単位として定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5- (2) のとおり定める。

森林と人との共生林は、生活環境保全機能、保健文化機能等公益的機能の高度発揮が求められる森林であって、森林の構成及び配置の状況、地域住民の意向等からみて、当該施業を実施すべきものについて、小班を単位として定めるが、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせる。ただし、狭小な小班を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域
伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域については、別表5－(3)
のとおり定める。

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を短縮するため、森林の面的広がりや林分のモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散や伐採林齢の長期化を図るとともに、立地条件や国民のニーズに応じ、天然生広葉樹の育成等による針広混交林への誘導を図る。

特に、森林の齢級構造、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために、必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全を図る観点から、伐採林齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する育成複層林施業の推進を図る。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズに応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進する。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、

(ア) 自然環境の保全を最も重視すべき森林

天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図る。

(イ) 森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林

景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観確保する必要がある森林における景観維持のための育成単層林施業等それぞれの目的に応じた施業の推進に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、

企業等の参画や地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進する。

歴史的木造建築物等の周辺の森林については、それらの建物と一体となった森林環境の保全・造成を推進する。

- (ウ) 都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持及び創出に不可欠な森林

立地条件や国民のニーズ等に応じ、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果にもっとも適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等に配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行う。

- ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における施業の方法

該当なし。

- エ その他必要な事項

特になし。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の整備に関する基本的な考え方

林道の整備については、森林整備の目標の実現を図るため民有林と連携を図りながら路網の整備を一体的、効率的に推進する。

この場合、開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。

- ア 水土保全林

水源かん養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、高密度な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の高い箇所を回避し整備することとする。また、必要に応じて排水対策に資する施設などの活用を図るとともに、運搬車両の運行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取組を行うものとする。

- イ 森林と人との共生林

森林体験活動の場や健康づくりの場としての森林と人とのふれあいを重視する森林において、森林へのアクセス等に必要路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択するものとする。

また、景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とする。

- ウ 資源の循環利用林

木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、路網整備を計画的に推進することとする。

なお、上記区分ごとの林道開設に当たっては、森林の利用形態に応じた規格・構造の柔軟な選択、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するとともに、森林へのアクセスを確保する骨格となる林道については、移動時間の短縮による森林整備の効率化に見合った規格・構造とする。さらに、コストの縮減を図りつつ、計画、設計、施工の全ての段階における周囲の環境との調和を図ることとする。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの普及・定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林施業や育成複層林施業の対象地にあつては、林道、作業道及び集材路の適切な組み合わせによる林内路網の整備を推進し、おおむね50m/haを目安として整備するよう努める。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在

及びその搬出方法

更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法については、該当なし。(別表7)

(4) その他必要な事項

国有林と関係のある民有林林道の開設計画

民有林林道計画					その内国有林内の計画			備考
開設・拡張	路線名	区分	位置	延長 km	国有林名	関係 林班	延長 km	
開設	前地・カンカケ線	管理	宍粟市	15.4	滝谷	134~136	2.7	新規

注)区分欄の基幹は森林基幹道、管理は森林管理道を指す。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

地域における林業事業体の育成・強化に当たっては、事業規模の拡大、機械装備の充実等による経営体質の強化とともに、これを通じた林業労働者の就労条件の整備が課題となっている。

このため、民有林及び関係機関と連携して、共同施業団地の設定等による事業量の確保、

事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化、安定化を図るとともに、林業従事者に対する技術研修等のためのフィールドの確保・実施及び機械化促進のための措置に努める。

さらに社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する指導の推進、労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等により、林業労働者の就労条件の整備に努める。これらの措置により、林業従事者の養成、確保を図る。

(2) 林業機械の導入の促進

高性能林業機械の導入は、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであるとともに、労働生産性の向上、労働災害の減少、重筋労働からの解放による林業経営の合理化、林業事業者の体質強化及び林業労働者の確保を図る上で重要なポイントとなる。

このため、民有林及び関係機関と緊密な連携を図り、事業量の確保、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの普及・定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成を計画的に推進する。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、効率的な作業システムに対応し得るよう、林道、作業道及び集材路を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網への重点化を図る。

(3) 路網の整備

効果的かつ効率的な森林施業の推進、高性能林業機械による低コスト路網生産システムの導入促進等のため、路網整備に努める。

この際、トラック等の走行に用いる作業道については、計画的な森林施業の実施に合わせて整備することとし、高性能林業機械等の走行に用いる集材路については、近年の路網作設のための技術の向上を踏まえ、できるだけ簡易で耐久性のある構造での整備を推進する。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・整備の大型化・高性能化等による流通加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じて、需用者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって次の事項について推進する。

ア 木材の生産・流通の合理化

国有林・民有林及び素材生産業者・流通業者が一体となって、森林計画区を単位とした計画的な木材生産や共同出材等により、木材の産地・銘柄化を図るなど生産流通の合理化に努める。

イ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

流域林業活性化協議会を活用し、地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、国有林及び民有林、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図る。

ウ 国産材の安定供給体制の整備

森林吸収目標達成のために必要な間伐の的確な実施、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を実現するため、国有林と民有林が連携して、間伐材の生産性向上を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を強力に推進する。

(5) その他必要な事項

ア 新たな作業システムや技術の普及

森林の公益的機能に対する国民の要望に対応し、機能類型に応じた森林の保全、整備、利用を着実に図るため、新たな技術開発目標に基づき、試験地を設定するなど技術開発を計画的に推進する。また国有林野事業の中で、開発、改良された林業技術の普及に努めるとともに、一般民有林行政、試験研究機関等との連携を密接に取りながら、必要に応じて試験研究等フィールドの提供等を行う。

特に、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの普及・定着については、効果的かつ効率的な森林施業を推進する上で、重要な課題であることから、国有林として、実証試験等による技術開発の実施、モデル団地の設置、研修フィールドの提供や技術検討会の実施等に先導的・積極的な取り組みを行う。

イ 民有林と国有林との連携による森林施業の推進

森林吸収目標に必要な間伐を的確に実施し、木材を安定的に供給していくため、民有林との共同施業団地の設定に積極的に取り組み、地域の木材資源を取りまとめるとともに効率的な路網の整備を推進する。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表 8 のとおり定める。

森林施業及び土地の形質変更に当たり、水資源のかん養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地保全に留意すべき森林は、次に掲げる保安林等の森林とする。

- ア 水源かん養保安林
- イ 土砂流出防備保安林
- ウ 土砂崩壊防備保安林
- エ 魚つき保安林
- オ 砂防指定地

(2) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分及びその搬出方法

林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある林分、及びその搬出方法については、該当なし。（別表 9）

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全、形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避ける。

また、土石の切取、盛土を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容等を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。また、土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずる。

(4) その他必要な事項

特になし。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を別表 10 のとおり定める。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、該当なし。（別表 11）

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量については、別表 12 のとおり定める。

(4) その他必要な事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、

溪間工、山腹工等の治山施設の整備を流域特性等に応じた形で計画的に推進する。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた山地災害による被害を軽減する減災に向けた事業実施等の効率的な対策を講ずる。その際、総合的なコスト縮減や豊かな環境づくりに努める。

1.1 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林は、別表1.3のとおり定める。

ア 制限林の施業方法

森林法、その他法令等により森林施業に制限のある森林は、それら法令等の目的達成に支障を及ぼさない範囲内で森林施業を行い、その種類ごとの伐採方法、更新方法及びその他施業に係る一般的事項は、次のとおりとする。

(ア) 保安林

a 伐採方法

(a) 主伐

① 伐採種

それぞれの保安林の指定施業要件に定める伐採種による。

② 伐採することのできる立木の年齢

樹種別に本計画に定めた標準伐期齢以上とする。

③ 皆伐する場合の制限

伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とし、伐採年度ごとに皆伐することのできる一箇所当たりの面積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定める面積以内とする。

④ 択伐する場合の制限

伐採年度ごとに択伐することのできる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた択伐率を乗じて算出した材積以内とする。

(b) 間伐

① 間伐することのできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

② 間伐することのできる材積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた伐採率により算出した材積以内とする。

なお、伐採により樹冠疎密度が10分の8を下がったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

b 更新

保安林の指定施業要件に植栽の指定がある場合は、植栽の方法、植栽期間、植栽樹種についてそれぞれ定められた内容の施業を行う。

(イ) 砂防指定地に係る森林

県知事の定める砂防指定地管理規則等の範囲内で施業を行う。

(ウ) 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

原則として立木の伐採を禁止し、その他植物の採取を行わない。ただし、単木択伐、立木竹の本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈り・除伐は、鳥獣の保護繁殖上一般に支障がない行為と認められる。

(エ) 自然公園特別地域内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりとする。

a 特別保護地区

原則として立木の伐採を禁止し、その他植物の採取を行わない。

ただし、次に掲げる場合にあつては、必要最小限の伐採を行うことができる。

- (a) 災害又は被害の予防及び防御のため必要があるとき
- (b) 学術研究又は試験に供するため必要があるとき
- (c) 人工林又は単層林に類する幼齢林において、保育のため必要があるとき
- (d) 景観の維持助長のため必要があるとき

b 第1種特別地域

(a) 第1種特別地域の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない限り、単木択伐法を行うことができる。

(b) 単木択伐法は次により行う。

- ① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。
- ② 択伐率は現在蓄積の10%以内とする。

c 第2種特別地域

(a) 第2種特別地域の森林施業は、択伐法による。

ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。

(b) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木択伐法によるものとする。

(c) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。

(d) 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。

(e) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努める。

(f) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。

- ① 1伐区の面積は2ha以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点が望見されない場

合、伐区面積を増大することができる。

- ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。
この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。

d 第3種特別地域

第3種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業制限を設けない。

(オ) 特別母樹又は特別母樹林に係る森林

原則として禁伐とする。なお、その指定目的を阻害するおそれがないものとして農林水産大臣の許可があれば伐採することができる。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

森林の保護・管理については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設定、広葉樹林や針広混交林の造成等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対して抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行う。

- (ア) 病虫害等については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び、早期防除に努める。特に松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図る。
- (イ) 本計画区には、氷ノ山後山那岐山国定公園等の自然公園及び坂ノ谷風景林等のレクリエーションの森があり、観光及びレクリエーションのための入山者が増えている。このため山火事をはじめとする森林被害を未然に防止するため、林野巡視を行うとともに、森林標識の増設、入山者に対する愛林思想の普及徹底等を図る。
- (ウ) 野生鳥獣による森林被害対策については、ニホンジカによる食害が増加していることから、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図る。
- (エ) 東中国山地に「緑の回廊」を設置し、民有林との連携による野生鳥獣との共生を目指した森林づくりを進める。

イ 森林の巡視に関する事項

山火事、森林病虫害、風水害等の早期発見に重点を置くとともに、森林管理にも配慮した林野巡視に努める。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護管理等を推進するため、地域の要望に基づく保安施設の整備や、啓発用の標識の設置等に努める。

(3) その他必要な事項

効果的かつ効率的な森林整備を推進するため、間伐の実施や多様な姿の森林への誘導に当たっては、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの整備、普及・定着や自然に生えてくる樹木を育てていく天然更新により森林をつくる技術の普及に取り組んでいく。

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位：ha

区分	森林機能区分	森林の所在	面積	
総数	水源かん養		14,181.45	
	山地災害防止		2,488.05	
	生活環境保全		2,895.06	
	保健文化		10,032.51	
	木材等生産		12,620.41	
市内別	姫路市	水源かん養	531、532、534、537、539、546、547、565～568 ※鶴居財産区 1 ※岡田彰 1 ※姫路市 1～7	767.48
		山地災害防止	531、532、534、536～541、544、550、552～555、557、559～561、565～568、570、572	855.98
		生活環境保全	531、532、534、536～544、550～557、559～561、565～568、570、572	1,320.02
		保健文化	531、532、534、536、538、539、541～544、547、550～557、559～561、570、572 ※岡田彰 1	1,252.97
		木材等生産	532、534、537～540、543、544、546、547、550～554、556、557、560、566～568 ※鶴居財産区 1 ※岡田彰 1 ※姫路市 1～7	663.43
	相生市	生活環境保全	592	2.49
		保健文化	592	2.49
	赤穂市	山地災害防止	594	106.96
		生活環境保全	594	106.96
	宍粟市	水源かん養	1～41、43～85、87～136 ※宍粟市(千種町)1～3、5～7、9、11、12、14～16 ※宍粟市(道谷) 1 ※宍粟市(波賀町) 1～7、9～14、17、19～21 ※公文生産森林組合 12 ※宍粟市(一宮町) 1～8、10、13、14、16～19 ※宍粟市(山崎町) 1、2、4、5	12,979.46

単位：ha

区 分		森林機能区分	森 林 の 所 在	面 積
市 町 別 内 訳	宍 粟 市	山地災害防止	4、17、18、29、32、38、41、67～71、 79、80、93、96、97、108、117、122、 133、135 ※宍粟市(千種町) 6、7、9、11、12、 14～16 ※宍粟市(波賀町) 2、3、17、19～21 ※宍粟市(一宮町) 1～4、7、10、16～ 19	1,187.65
		保 健 文 化	1～20、44、81～85、87～134 ※宍粟市(千種町)1、3、5～7、9、11、 12、 ※宍粟市(道谷) 1 ※宍粟市(波賀町) 1、6、7、9～14、 ※宍粟市(一宮町) 16、17、19	7,600.18
		木材等生産	1～41、43～85、87～136 ※宍粟市(千種町)1～3、5～7、9、11、 12、14～16 ※宍粟市(道谷) 1 ※宍粟市(波賀町) 1～7、9～14、17、 19～21 ※公文生産森林組合 12 ※宍粟市(一宮町) 1～8、10、13、14、 16～19 ※宍粟市(山崎町) 1、2、4、5	10,897.66
	たつの市	水源かん養	※たつの市 1	59.36
		山地災害防止	574～576、578、580、584、589	209.87
		生活環境保全	567、574～589 ※たつの市 1	1,419.87
		保 健 文 化	574～582、589 ※たつの市 1	1,021.03
		木材等生産	574～579、581～583 ※たつの市 1	487.14
	市 川 町	水源かん養	※瀬加財産区 1	42.13
保 健 文 化		※瀬加財産区 1	42.13	
木材等生産		※瀬加財産区 1	38.73	
神 河 町	水源かん養	※栗賀財産区 2、3 ※越知谷財産区 1、3 ※杉生産森林組合 1、2 ※大山財産区 1、2	279.46	
	保 健 文 化	※栗賀財産区 2、3 ※越知谷財産区 3	113.71	

単位：ha

区 分		森林機能区分	森 林 の 所 在	面 積
市 町 別 内 訳	神 河 町	木材等生産	※栗賀財産区 2、3 ※越知谷財産区 1、3 ※杉生産森林組合 1、2 ※大山財産区 1、2	267.89
	太 子 町	山地災害防止	569	27.04
		生活環境保全	567、569	45.72
		木材等生産	569	21.68
	佐 用 町	水源かん養	※服部博 他 80名 1 ※安積滋博 1	53.56
		山地災害防止	※久崎財産区 1、2、4、5	100.55
		木材等生産	※服部博 他 80名 1 ※佐用町 1 ※久崎財産区 1、2、4～6 ※安積滋博 1	243.88

注：※は公有林野等官行造林地を示す。

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考(現 況)		
				水 土	共 生	循 環
面 積	育成単層林	12,295	11,701	8,884	933	2,479
	育成複層林	55	72	49	5	—
	天然生林	3,864	3,864	1,996	1,852	16
森林蓄積(m ³ /ha)		209	245	—	—	—
林道整備率(%)		63	67	—	—	—

注： 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- ① 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として、成立させ維持する施業（育成単層林施業）。
- ② 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{※2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{※3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）。
- ③ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。
- ④ 現況については、平成20年3月31日現在の数値である。

なお、「水土」は水土保全林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

※1「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。

※3「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位：千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総数	(159) 821	(158) 816	(1) 5	(147) 236	(146) 231	(1) 5	(12) 585	(12) 585	

注：（）は公有林野等官行造林地で内書き。

別表4 人工造林、天然更新別の造林面積

単位：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	293	9

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保持林の区域

単位：ha

区 分		森 林 の 区 域 (該当林班)	面 積
総 数			11,372.87
市 町 別 内 訳	姫路市	531、532、534、536、537、539、541、546、547、550、 552、553、557、559～561、565、567、568、570、572	765.01
	赤穂市	594	106.96
	宍粟市	1～41、43～85、87～89、93～103、105～136	10,395.44
	たつの市	574、578、580、584、589	99.81
	太子町	569	5.65

(2) 森林と人との共生林の区域

単位：ha

区 分		森 林 の 区 域 (該当林班)	面 積
総 数			2,847.18
市 町 別 内 訳	姫路市	537～540、542～544、550～556、560、566、570、572	633.33
	相生市	592	2.49
	宍粟市	2～9、12～14、69、70、87、89～94、99～105、109、 115、118、119、121～128、133	1,043.41
	たつの市	567、574～583、585～587、589	1,144.81
	太子町	567、569	23.14

(3) 伐採方法その他施業を特定する必要のある森林の区域

該当なし。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種類	位 置 市 町	路 線 名	箇所数 及 び 延 長	利 用 区 域			備 考
					面 積	材 積		
						針葉樹	広葉樹	
開設	管理	宍粟市	中音水林道	(1) 0.8	47	5,759	1,912	
			阿舎利(広路山)林道	(1) 1.8	88	22,502	2,381	
			滝谷林道	(1) 1.0	103	21,163	1,934	
			赤西林道	(1) 0.8	105	17,799	5,677	
			三室林道本谷支線	(1) 0.8	<53> 66	<5,000> 8,059		
			大外地林道	(1) 0.4	27	6,113	1,500	
			カンカケ三室林道	(1) 1.3	72	15,108	4,803	
			阿舎利林道瀬戸谷支線	(1) 0.8	107	26,487	4,420	
			大身谷林道	(1) 0.4	86	15,887	3,927	
計				(9) 8.1	648	133,877	26,554	
拡張	管理	宍粟市	赤西林道	(1) 0.02				
			梯林道	(1) 0.01				
			中音水林道	(1) 0.10				
			大身谷林道	(1) 0.03				
			銅山林道	(1) 0.01				
			赤西林道砥石谷支線	(1) 0.02				
			カンカケ三室林道	(1) 0.01				
			音水林道	(1) 0.10				
			音水林道	(1) 0.40				
			阿舎利(広路山)林道	(1) 0.40				
			赤西林道	(1) 0.02				
			坂ノ谷林道	(1) 0.02				
			縦木沼谷林道	(1) 0.01				
			蓮花岩山林道	(1) 0.60				
			縦木沼谷林道志倉支線	(1) 0.02				
縦木沼谷林道	(1) 0.03							
赤西林道	(1) 0.40							
計				(17) 2.20				

注：（ ）は箇所数、< >は民有林に係るもので外書

**別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を
特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法**
該当なし。

**別表8 樹根及び表土の保全その他林地の
保全に特に留意すべき森林の地区**

単位：ha

所 在		面 積	留意すべき事項
市 町	地 区		
姫路市	531、532、534、536、537、539～541、544 546、547、550、552、553、572 ※岡田彰 1	635.06	林地の適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質変更に当たっては十分留意する。
相生市	592	2.49	
赤穂市	594	106.96	
宍粟市	1～41、43～86、87～136 ※宍粟市(千種町) 3、11、12、14～16 ※宍粟市(道谷) 1 ※宍粟市(波賀町) 1～7、9～14、17、19～21 ※公文生産森林組合 12 ※宍粟市(一宮町) 1～8、10、13、14、16～19 ※宍粟市(山崎町) 2、4、5	12,832.37	
たつの市	574、578、580、584 ※たつの市 1	173.41	
市川町	※瀬加財産区 1	42.13	
神河町	※栗賀財産区 2、3 ※大山財産区 1	176.59	
太子町	569	3.65	
佐用町	※服部博 他 80名 1	32.80	
計		14,005.46	

注：※は、公有林野等官行造林地

**別表9 林地の保全のため林産物の搬出方法を
特定する必要のある林分及びその搬出方法**

該当なし。

別表10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数(実面積)	14,020	
水源かん養のための保安林	13,243	
災害防備のための保安林	664	
保健、風致の保存のための保安林	393	

注：総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

**10-2 計画期間内において、保安林の指定又は
解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等**

該当なし。

10-3 指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

**別表11 保安施設地区として指定することを
相当とする土地の所在及び面積等**

該当なし。

別表12 治山事業の数量

単位：地区

市町	森林の所在	治山事業 施工地区数	主な工種	備考
	区域			
宍粟市	2、3、11、13、16、17、22、34、36、37、 41、47、49、50、53～55、58、62、64、 69、70、72、75、79、80、82、97、98、 100、103、106～108、111、116、118、 127、129、132	40	溪間工 山腹工 本数調整伐	
たつの市	567、574、576、581、583、584	6	本数調整伐	
合計		46		

注：1 区域欄は、林班番号である。

2 地区数＝林班数である。

3 工種欄は、溪間工、山腹工、本数調整伐等を記載している。

別表13 法令により施業について制限を受けている森林

単位：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町	区 域		
水 源 かん 養 保 安 林	姫 路 市	546、547 ※岡田彰 1	206.12	
	宍 粟 市	1～41、43～85、87～136 ※宍粟市(千種町) 3、11、12、14 ～16 ※宍粟市(道谷) 1 ※宍粟市(波賀町) 1～7、9～14、 17、19～21 ※公文生産森林組合 12 ※宍粟市(一宮町) 1～8、10、 13、14、16～19 ※宍粟市(山崎町) 2、4、5	12,750.60	
	たつの市	※たつの市 1	34.78	
	市 川 町	※瀬加財産区 1	42.13	
	神 河 町	※粟賀財産区 2、3 ※大山財産区 1	176.59	
	佐 用 町	※服部博 他 80名 1	32.80	
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	姫 路 市	531、532、534、536、537、539～ 541、550、572	417.11	
	赤 穂 市	594	106.83	
	たつの市	574、584	127.53	
	太 子 町	569	3.65	
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	たつの市	574	9.22	
魚 つ き 保 安 林	相 生 市	592	2.49	
保 健 保 安 林	宍 粟 市	89～91、94、119、126、127、133	238.60	
	たつの市	574	98.03	
風 致 保 安 林	姫 路 市	539、544	54.37	
砂 防 指 定 地	姫 路 市	544、552、553	8.07	
	赤 穂 市	594	0.13	
	たつの市	578、580	0.91	

種 類	森 林 の 所 在		面 積	備 考
	市 町	区 域		
国 立 公 園 第 1 種特別地域	相 生 市	592	2.49	
国 定 公 園 特別保護地区	宍 粟 市	89、90、105	98.19	
国 定 公 園 第 1 種特別地域	宍 粟 市	89～94、99～102、104、105、 109、118、119、124～128、133	416.16	
国 定 公 園 第 2 種特別地域	宍 粟 市	2～9、12～14、115、121～123、 133	192.75	
国 定 公 園 第 3 種特別地域	宍 粟 市	1～15、89～103、105～130、133 ※宍粟市(千種町) 6、7、9、12 ※宍粟市(道谷) 1 ※宍粟市(波賀町) 9～13	5,188.04	
県立自然公園 第 2 種特別地域	姫 路 市	543	50.30	
	た つ の 市	574	110.02	
	市 川 町	※瀬加財産区 1	3.40	
	神 河 町	※栗賀財産区 2、3	10.08	
県立自然公園 第 3 種特別地域	姫 路 市	547 ※岡田彰 1	138.13	
	宍 粟 市	44 ※宍粟市(千種町) 5～7、9、 ※宍粟市(波賀町) 1 ※宍粟市(一宮町) 16、17、19	284.62	
	た つ の 市	574、577～580	393.32	
	市 川 町	※瀬加財産区 1	1.95	
	神 河 町	※栗賀財産区 2、3	51.27	
	鳥 獣 保 護 区 特別保護地区	宍 粟 市	89、90、92～94	184.28
特 別 母 樹 林	宍 粟 市	105、121	56.84	

注：※は、公有林野等官行造林地を示す。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：面積 ha、比率 %

区 分		区域面積①	森林面積			森林比率
			総数②	国有林	民有林	②/①×100
		(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(%)
総 数		243,233	180,655	16,820	163,835	74
姫路農林水産 振興事務所	姫路市	53,427	30,678	1,699	28,979	57
	神河町	20,227	17,643	279	17,363	87
	市川町	8,270	6,270	42	6,228	76
	福崎町	4,582	2,462	—	2,462	54
	小 計	86,506	57,054	2,021	55,033	66
上郡農林水産 振興事務所	相生市	9,045	6,811	2	6,808	75
	赤穂市	12,688	8,076	107	7,969	64
	上郡町	15,028	11,305	—	11,305	75
	佐用町	30,751	24,898	245	24,654	81
	小 計	67,512	51,090	354	50,736	76
龍野農林 振興事務所	たつの市	21,093	12,821	1,420	11,401	61
	太子町	2,262	685	46	639	30
	宍粟市	65,860	59,005	12,979	46,026	90
	小 計	89,215	72,512	14,445	58,067	81

- (注) 1 四捨五入のため、区分の積み上げと小計、総数の値は一致しない。
 2 区域面積は「兵庫県市町村別主要統計指標(平成20年度版)」による。
 3 森林の面積は、林務課、近畿中国森林管理局の集計による。

(2) 地 況

ア 気 候

観測地	年	気温 (°C)			年間 降水量 (mm)	備 考
		最高	最低	年平均		
姫路	17	34.7	-4.1	15.4	754	
	18	37.7	-4.3	15.5	1,405	
	19	36.2	-2.6	16.0	1,039	
家島	17	33.2	-3.0	15.6	538	
	18	35.3	-2.9	15.5	1,051	
	19	33.8	0.6	15.9	837	
福崎	17	37.3	-6.2	15.1	856	
	18	38.1	-5.2	15.2	1,563	
	19	38.4	-3.4	15.7	1,183	
一宮	17	36.0	-6.1	13.7	1,442	
	18	37.2	-5.8	13.8	1,864	
	19	37.1	-3.9	14.1	1,600	
上郡	17	35.2	-5.8	14.6	824	
	18	37.5	-5.9	14.6	1,554	
	19	36.5	-5.1	15.0	1,121	

資料：気象庁ホームページ

観測所名	所在地	緯 度	経 度	観測所 の高さ (m)	備考
姫路	姫路市今宿1966-34 姫路測候所	34° 50.3'	134° 40.2'	38	
家島	姫路市家島町真浦字 御室寺210-41	34° 40.2'	134° 31.3'	88	
福崎	神崎郡福崎町福崎新404-2	34° 57.0'	134° 44.9'	72	
一宮	宍粟市一宮町東市場	35° 05.9'	134° 35.0'	195	
上郡	赤穂郡上郡町与井380	34° 51.5'	134° 22.5'	20	

イ 地勢、地質、土壌等

本計画区の森林立地区は、瀬戸内沿岸山地、西播流紋岩山地、山崎山地、西播低位準平原、佐用山地、宍粟山地、生野山地の7地区に分けられる。

それぞれの区域の地勢、地質、土壌等は次のとおりである。

(ア) 瀬戸内沿岸山地

本地域の瀬戸内沿岸部を幅10～13kmで岡山県境に至る立地区で、流紋岩母材の低山地帯である。

この地域は、第四紀以降数次にわたり隆起、沈降がくり返され、母材は深層風化していて崩壊しやすく、更には人為の影響、気象などの要因も加わり、せき悪林地帯となっている。土壌は強度の受食土、未熟土の分布率が高い。また、急斜面の斜面部は岩石地となっており、高起伏山地の谷筋や谷頭部には、適潤性土壌もいくらか分布するが、礫土壌で土壌構造や層位の未熟なところが多い。

(イ) 西播流紋岩山地

本県に最も広く分布する白亜紀～古第三紀の流紋岩類を主な母材とする、中～小起伏山地で、瀬戸内の背後を構成する本計画区最大の立地区である。

略奪的な土地利用履歴と、地質的にも恵まれないところにより、土壌は乾性褐色森林土の分布率が高く、受食土的、未熟土的褐色森林土も分布するなど、生産性の低い区域である。

(ウ) 山崎山地

宍粟山地の南面に位置し、山崎断層帯とその周辺からなる立地区である。

立地北部の黒尾山南面、安富町関地区、雪彦山南面の流紋岩山地は、壮年期の山容を保ち、南下するに従い海拔400m前後の晩壮年期山地となる。

山崎断層とその周辺は、断層により基盤地質の古生層が露出した小起伏山地であるが、流紋岩山地に比べ、適潤～弱湿性褐色森林土の分布率が高く、人工林化が進み、スギ・ヒノキの生育も旺盛である。

(エ) 西播低位準平原

山崎断層の西端部は複雑な地質構成となり岡山県大原に至るが、その地域に東西約10km幅約2～5kmの準平原が残存する。

船岩、富満、三濃山など350～500mの起伏面をもつ平均海拔高300m、平均起伏量200mの山地で、開折谷がよく発達していて原面の規模は小さい。丘陵状の原地形面には、赤色土が広く分布する。

(オ) 佐用山地

中央西部に位置し、晩壮年期～老年期山地で一部準平原開折地形を含む立地区である。

起伏量は少なく緩傾斜で、等高線の形態も複雑である。また、谷の開折もよく進み、樹枝状に発達し、横浸食により幅の広い谷を形成し、まるみをもった山頂部の占める面積が大きい山地である。古くから薪炭材の生産地であったが、徐々に人工林化が進んでいる。

土壌の分布は、褐色森林土72%、赤色系褐色森林土26%、赤色土1%である。

(カ) 宍粟山地

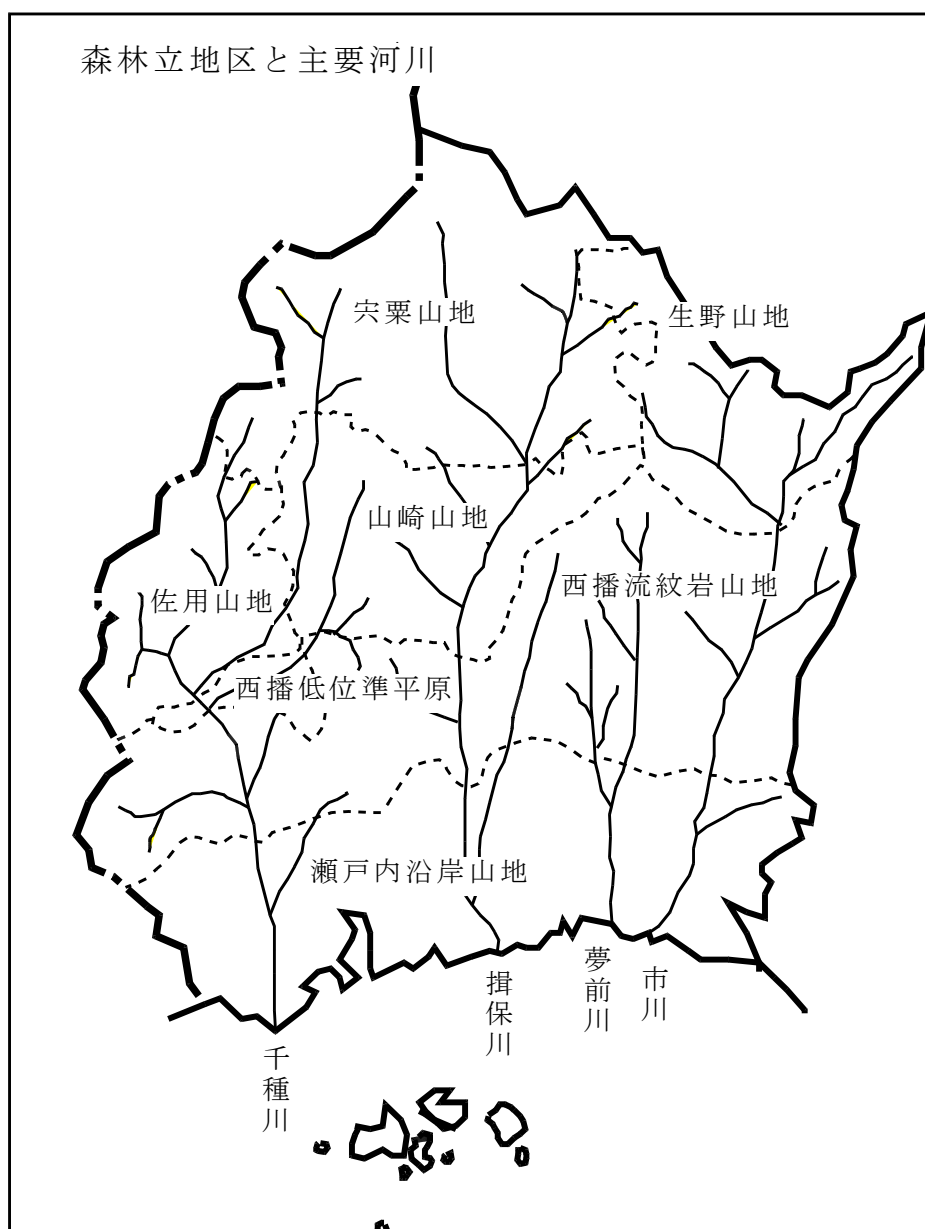
宍粟市千種町、波賀町、一宮町の大部分、佐用町の北部を包含する揖保川、千種川の上流部にあたる高海拔立地区である。

この地区は、中国山地準平原面とそれを開折する水系域で構成されており、平衡斜面や下降斜面の発達した壮年期地形をなすが、未開折の山頂面には適潤性褐色森林土が広く分布し、小起伏面には黒色土が分布している。

谷筋や谷頭部では、生産力の高い弱湿性褐色森林土も多く、人工林率も高く、集約的な林業経営が行われていて、生産性の高い立地区である。

(キ) 生野山地

市川の水源地帯である神河町の大部分を占める立地区で、壮年期山地で平衡～下降斜面がよく発達している。適潤性褐色森林土の分布率が最も高い地域で、人工林率は高く、古くから集約的な林業経営が行われている。



(3) 土地利用の現況

単位 面積: 千ha

区 分		総 数	森 林	農 地	その他	
					総数	うち宅地
総 数		243.2	180.7	20.1	42.5	13.9
姫路農林水産 振興事務所	姫路市	53.4	30.7	5.6	17.1	7.1
	神河町	20.2	17.7	0.9	1.7	0.3
	市川町	8.3	6.3	1.0	1.1	0.3
	福崎町	4.6	2.5	0.9	1.3	0.5
	小 計	86.5	57.1	8.3	21.2	8.2
上郡農林水産 振興事務所	相生市	9.1	6.8	0.6	1.6	0.5
	赤穂市	12.7	8.1	1.2	3.4	1.0
	上郡町	15.0	11.3	1.1	2.6	0.8
	佐用町	30.8	24.9	2.2	3.6	0.6
	小 計	67.5	51.1	5.2	11.3	2.8
龍野農林 振興事務所	たつの市	21.1	12.8	3.3	5.0	1.6
	太子町	2.3	0.7	0.6	1.0	0.4
	宍粟市	65.9	59.0	2.8	4.0	0.9
	小 計	89.2	72.5	6.7	10.0	2.9

- (注) 1 四捨五入のため、区分の積み上げと小計、総数の値は一致しない。
 2 森林の面積は、林務課、近畿中国森林管理局の集計による。
 3 田、畑、宅地は「兵庫県市町別主要統計指標(平成20年度版)」による。

(4) 産業別生産額

単位: 金額 百万円

区 分		総生産額	第一次産業		第2次 産業	その他	
			総額	うち林業		総数	うち宅地
総 数		3,261,627	20,856	1,609	1,166,574	2,211,515	137,318
姫路農林水産 振興事務所	姫路市	2,151,126	8,692	234	698,224	1,534,775	90,565
	神河町	33,474	519	122	7,980	26,384	1,409
	市川町	39,002	546	37	17,915	22,183	1,642
	福崎町	127,478	1,039	13	84,695	47,111	5,367
	小 計	2,351,080	10,796	406	808,814	1,630,453	98,983
上郡農林水産 振興事務所	相生市	110,914	373	37	33,233	81,978	4,670
	赤穂市	186,217	2,074	44	93,990	97,993	7,840
	上郡町	47,909	716	65	10,328	38,882	2,017
	佐用町	58,649	1,844	200	13,834	45,440	2,469
	小 計	403,689	5,007	346	151,385	264,293	16,996
龍野農林 振興事務所	たつの市	277,444	2,560	82	127,392	159,173	11,681
	太子町	105,750	209	4	44,809	65,184	4,452
	宍粟市	123,664	2,284	771	34,174	92,412	5,206
	小 計	506,858	5,053	857	206,375	316,769	21,339

- (注) 「兵庫県市町別主要統計指標(平成20年度版)」による。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第一次産業		第2次 産業	第3次 産業	分類 不能	
		総額	うち林業				
総 数	397,593	9,753	205	137,091	244,216	6,533	
姫路農林水産 振興事務所	姫路市	245,035	3,381	33	79,096	156,868	5,690
	神河町	6,007	225	17	2,253	3,471	58
	市川町	6,666	261	1	2,765	3,448	192
	福崎町	9,763	452	1	3,590	5,655	66
	小 計	267,471	4,319	52	87,704	169,442	6,006
上郡農林水産 振興事務所	相生市	14,648	399	—	5,159	8,932	158
	赤穂市	22,933	620	—	8,141	14,057	115
	上郡町	7,996	346	—	2,708	4,918	24
	佐用町	9,915	1,165	10	3,126	5,590	34
	小 計	55,492	2,530	10	19,134	33,497	331
龍野農林 振興事務所	たつの市	37,710	1,473	8	15,259	20,831	147
	太子町	15,372	284	—	5,872	9,194	22
	宍粟市	21,548	1,147	135	9,122	11,252	27
	小 計	74,630	2,904	143	30,253	41,277	196

(注) 平成17年国勢調査報告による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数	16,818.15	3,390	77	102.78			243.70			345.85	13	3	402.05	32	5	
総数	総数	16,214.16	3,390	77	102.78		243.70			345.85	13	3	402.05	32	5	
	針	11,699.20	2,788	69	95.33		181.96			329.12	12	3	384.89	31	5	
	広	4,514.96	602	8	7.45		61.74			16.73			17.16			
人工林	総数	11,978.35	2,821	71	101.99		217.99			342.02	12	3	402.05	32	5	
	針	10,720.56	2,626	68	95.33		181.96			329.08	12	3	384.89	31	5	
	広	1,257.79	195	3	6.66		36.03			12.94			17.16			
育成林	単層林	総数	11,923.74	2,807	71	101.99		212.01			316.61	11	3	386.58	30	4
	針	10,665.95	2,612	67	95.33		175.98			303.67	11	3	369.42	30	4	
	広	1,257.79	195	3	6.66		36.03			12.94			17.16			
育成林	複層林	(54.61)														
	針	54.61	14	1			5.98			25.41	2		15.47	1		
	広	54.61	14	1			5.98			25.41	2		15.47	1		
天然林	総数	4,235.81	569	6	0.79		25.71			3.83						
	針	978.64	162	1						0.04						
	広	3,257.17	406	5	0.79		25.71			3.79						
育成林	単層林	総数	371.62	32	1	0.79		2.60			2.92					
	針	77.85	8							0.04						
	広	293.77	23		0.79		2.60			2.88						
天然林	複層林	総数														
	針															
	広															
竹林	総数	3,864.19	537	5			23.11			0.91						
	針	900.79	154	1												
	広	2,963.40	383	4			23.11			0.91						
無立木地	1.88															
無立木地	603.99															

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ的林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数	625.09	77	7	639.86	116	7	700.50	187	8	1,054.01	306	9	1,729.63	469	11		
人工林	総数	総数	625.09	77	7	639.86	116	7	700.50	187	8	1,054.01	306	9	1,729.63	469	11
		針	583.10	76	7	615.51	115	7	664.75	185	8	912.67	289	9	1,412.30	427	10
		広	41.99	1		24.35	1		35.75	2		141.34	16	1	317.33	42	1
育成林	総数	総数	605.18	76	7	634.74	115	7	681.36	185	8	925.74	293	9	1,559.25	450	10
		針	583.10	76	7	615.51	115	7	661.71	185	8	892.23	286	8	1,375.51	422	10
		広	22.08	1		19.23	1		19.65	1		33.51	7		183.74	28	1
育成林	単層林	総数	597.43	75	7	634.74	115	7	681.36	185	8	925.74	293	9	1,559.25	450	10
		針	575.35	75	7	615.51	115	7	661.71	185	8	892.23	286	8	1,375.51	422	10
		広	22.08	1		19.23	1		19.65	1		33.51	7		183.74	28	1
育成林	複層林	総数	7.75	1													
		針	7.75	1													
		広															
天然林	総数	総数	19.91	1		5.12		19.14	1		128.27	13		170.38	19		
		針						3.04			20.44	4		36.79	6		
		広	19.91	1		5.12		16.10	1		107.83	9		133.59	14		
天然林	育成林	総数									35.80	3		8.37	1		
		針									5.37	1		1.78			
		広									30.43	2		6.59	1		
天然林	育成林	総数															
		針															
		広															
天然林	天然生	総数	19.91	1		5.12		19.14	1		92.47	10		162.01	19		
		針						3.04			15.07	3		35.01	5		
		広	19.91	1		5.12		16.10	1		77.40	7		127.00	13		
竹林																	
無立木地																	

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	10 齡級			11 齡級			12 齡級			13 齡級			14 齡級				
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数	2,331.77	528	10	3,055.74	626	10	1,464.34	349	4	361.71	40		460.40	88	1		
人工林	総数	総数	2,331.77	528	10	3,055.74	626	10	1,464.34	349	4	361.71	40	460.40	88	1	
		針	1,797.26	468	8	2,344.33	552	8	1,084.50	303	4	129.54	20	225.04	56		
		広	534.51	60	1	711.41	74	1	379.84	46	1	232.17	20	235.36	32		
立木地	育成林	単層林	総数	1,890.59	490	9	2,441.63	570	9	1,129.26	316	4	69.30	13	205.56	56	
			針	1,686.17	455	8	2,191.95	536	8	983.48	292	4	52.53	12	161.23	46	
			広	204.42	34	1	249.68	34	1	145.78	24		16.77	1	44.33	11	
	育成林	複層林	総数														
			針														4
			広														4
	天然林	育成林	単層林	総数	441.18	38	1	614.11	56	1	335.08	33		292.41	27	254.84	31
				針	111.09	12		152.38	16		101.02	11		77.01	9	63.81	10
				広	330.09	26	1	461.73	40	1	234.06	22		215.40	19	191.03	21
		育成林	複層林	総数	125.25	8		177.50	17		8.46	1				2.39	
				針	22.40	2		44.54	5		1.86					0.24	
				広	102.85	6		132.96	12		6.60					2.15	
天然生		林	総数	315.93	30	1	436.61	39	1	326.62	32		292.41	27	252.45	31	
			針	88.69	11		107.84	11		99.16	11		77.01	9	63.57	10	
			広	227.24	20		328.77	28		227.46	21		215.40	19	188.88	21	
竹林																	
無立木地																	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分	15 齡級			16 齡級			17 齡級			18 齡級			19 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	216.53	44		285.80	56		354.07	84		227.30	42		82.91	18	
総数	総数	216.53	44	285.80	56		354.07	84		227.30	42		82.91	18	
	針	99.26	27	125.78	35		178.03	52		88.02	22		41.13	10	
	広	117.27	17	160.02	21		176.04	31		139.28	20		41.78	8	
総数	総数	103.91	30	135.25	42		238.88	66		120.11	32		66.12	17	
	針	72.79	23	97.18	32		159.74	49		73.42	21		39.16	10	
	広	31.12	7	38.07	9		79.14	16		46.69	10		26.96	6	
育 単層林	総数	103.91	28	135.25	39		238.88	65		120.11	32		66.12	17	
	針	72.79	21	97.18	30		159.74	48		73.42	21		39.16	10	
	広	31.12	7	38.07	9		79.14	16		46.69	10		26.96	6	
育 複層林		(7.98)		(15.99)			(4.03)								
	総数		2		2			1							
	針		2		2			1							
総数	総数	112.62	14	150.55	14		115.19	18		107.19	10		16.79	1	
	針	26.47	4	28.60	3		18.29	3		14.60	1		1.97		
	広	86.15	10	121.95	12		96.90	15		92.59	10		14.82	1	
育 単層林	総数						1.24								
	針						0.06								
	広						1.18								
育 複層林	総数														
	針														
	広														
天然林	総数	112.62	14	150.55	14		113.95	18		107.19	10		16.79	1	
	針	26.47	4	28.60	3		18.23	3		14.60	1		1.97		
	広	86.15	10	121.95	12		95.72	15		92.59	10		14.82	1	
竹林															
無立木地															

- (注) 1. 人工林及び天然林で生木のみの方については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分		20 齡級			21 齡級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		250.39	38		1,279.73	281	2	
立木地	総数	総数	250.39	38	1,279.73	281	2	
		針	90.46	20	316.22	87		
		広	159.93	18	963.51	194	1	
	人工林	総数	総数	88.87	22	18.55	6	
			針	65.97	17	17.62	6	
			広	22.90	5	0.93		
	育成林	単層林	総数	88.87	21	18.55	6	
			針	65.97	17	17.62	6	
			広	22.90	5	0.93		
育成林	複層林		(5.23)					
		総数		1				
		針		1				
天然林	総数	総数	161.52	16	1,261.18	275	2	
		針	24.49	3	298.60	81		
		広	137.03	14	962.58	194	1	
	育成林	単層林	総数	6.30	2			
			針	1.56				
			広	4.74	1			
	育成林	複層林	総数					
			針					
			広					
	天然生	林	総数	155.22	15	1,261.18	275	2
針			22.93	2	298.60	81		
広			132.29	13	962.58	194	1	
竹林								
無立木地								

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分			立 木 地						
			人 工 林			天 然 林			
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計
制限林	面積	針	9,761.72	49.38	9,811.10	51.53		684.01	735.54
		広	1,018.18		1,018.18	200.45		2,317.55	2,518.00
		計	10,779.90	49.38	10,829.28	251.98		3,001.56	3,253.54
	材積	針	2,450,465	13,210	2,463,675	5,915		133,138	139,053
		広	167,648	44	167,692	15,008		333,809	348,817
		計	2,618,113	13,254	2,631,367	20,923		466,947	487,870
	成長量	針	64,584.2	722.6	65,306.8	105.3		967.1	1,072.4
		広	2,900.5	0.4	2,900.9	307.9		3,313.8	3,621.7
		計	67,484.7	723.0	68,207.7	413.2		4,280.9	4,694.1
普通林	面積	針	904.23	5.23	909.46	26.32		216.78	243.10
		広	239.61		239.61	93.32		645.85	739.17
		計	1,143.84	5.23	1,149.07	119.64		862.63	982.27
	材積	針	161,727	704	162,431	2,123		20,983	23,106
		広	27,640		27,640	8,475		49,131	57,606
		計	189,367	704	190,071	10,598		70,114	80,712
	成長量	針	2,796.9	2.8	2,799.7	34.2		227.3	261.5
		広	447.9		447.9	152.6		736.5	889.1
		計	3,244.8	2.8	3,247.6	186.8		963.8	1,150.6
計	面積	針	10,665.95	54.61	10,720.56	77.85		900.79	978.64
		広	1,257.79		1,257.79	293.77		2,963.40	3,257.17
		計	11,923.74	54.61	11,978.35	371.62		3,864.19	4,235.81
	材積	針	2,612,192	13,914	2,626,106	8,038		154,121	162,159
		広	195,288	44	195,332	23,483		382,940	406,423
		計	2,807,480	13,958	2,821,438	31,521		537,061	568,582
	成長量	針	67,381.1	725.4	68,106.5	139.5		1,194.4	1,333.9
		広	3,348.4	0.4	3,348.8	460.5		4,050.3	4,510.8
		計	70,729.5	725.8	71,455.3	600.0		5,244.7	5,844.7

注：1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計値は含まれていない。

2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

単位 面積:ha 材積:m3 成長量:m3/年

		無 立 木 地 等					計
竹 林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の 土 地	計	
	10,546.64						
	3,536.18						
	14,082.82	67.60	64.61		366.75	498.96	14,581.78
	2,602,728						2,602,728
	516,509						516,509
	3,119,237						3,119,237
	66,379.2						66,379.2
	6,522.6						6,522.6
	72,901.8						72,901.8
	1,152.56						
	978.78						
1.88	2,131.34				105.03	105.03	2,236.37
	185,537				47	47	185,584
	85,246				27	27	85,273
	270,783				74	74	270,857
	3,061.2				1.0	1.0	3,062.2
	1,337.0				0.7	0.7	1,337.7
	4,398.2				1.7	1.7	4,399.9
	11,699.20						
	4,514.96						
1.88	16,214.16	67.60	64.61		471.78	603.99	16,818.15
	2,788,265				47	47	2,788,312
	601,755				27	27	601,782
	3,390,020				74	74	3,390,094
	69,440.4				1.0	1.0	69,441.4
	7,859.6				0.7	0.7	7,860.3
	77,300.0				1.7	1.7	77,301.7

(3) 市町村別森林資源表

(面積：h a, 材積：m³, 成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地							無立木地等					計				
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地		計			
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計					林地以外の地			計		
姫路市	面積	針	588.51		588.51	5.24		233.40	238.64		807.15							
		広	228.08		228.08	33.70		572.68	606.38		834.46							
		計	796.59		796.59	38.94		806.08	845.02	1.88	1,641.61				55.91	55.91	1,697.52	
	材積	針	112,075		112,075	782		14,864	15,646		127,721				47	47	127,768	
		広	19,362		19,362	4,190		35,096	39,286		58,648				27	27	58,675	
		計	131,437		131,437	4,972		49,960	54,932		186,369				74	74	186,443	
	成長量	針	1,637.3		1,637.3	13.8		198.0	211.8		1,849.1				1.0	1.0	1,850.1	
		広	376.2		376.2	77.6		588.2	665.8		1,042.0				0.7	0.7	1,042.7	
		計	2,013.5		2,013.5	91.4		786.2	877.6		2,891.1				1.7	1.7	2,892.8	
	相生市	面積	針						1.99	1.99		1.99						
			広						0.50	0.50		0.50						
			計						2.49	2.49		2.49						2.49
材積		針							66	66		66						66
		広							16	16		16						16
		計							82	82		82						82
成長量		針							0.7	0.7		0.7						0.7
		広							0.2	0.2		0.2						0.2
		計							0.9	0.9		0.9						0.9
赤穂市		面積	針				15.87		10.76	26.63		26.63						
			広				37.06		42.80	79.86		79.86						
			計				52.93		53.56	106.49		106.49				0.47	0.47	106.96
	材積	針				1,089		1,479	2,568		2,568							2,568
		広				2,496		4,130	6,626		6,626							6,626
		計				3,585		5,609	9,194		9,194							9,194
	成長量	針				18.5		28.3	44.8		44.8							44.8
		広				51.7		83.5	135.2		135.2							135.2
		計				70.2		109.8	180.0		180.0							180.0
	宍粟市	面積	針	9,277.96	49.38	9,327.34	21.84		470.20	492.04		9,819.38						
			広	845.21		845.21	63.62		1,753.18	1,816.80		2,662.01						
			計	10,123.17	49.38	10,172.55	85.46		2,223.38	2,308.84		12,481.39	67.60	64.47		366.00	498.07	12,979.46
材積		針	2,337,769	13,210	2,350,979	3,799		116,639	120,438		2,471,417							2,471,417
		広	156,340	44	156,384	6,453		294,443	300,896		457,280							457,280
		計	2,494,109	13,254	2,507,363	10,252		411,082	421,334		2,928,697							2,928,697
成長量		針	63,085.4	722.6	63,808.0	67.7		729.0	786.7		64,604.7							64,604.7
		広	2,615.0	0.4	2,615.4	143.0		2,653.5	2,796.5		5,411.9							5,411.9
		計	65,700.4	723.0	66,423.4	210.7		3,382.5	3,593.2		70,016.6							70,016.6
たつの市		面積	針	273.74		273.74	34.53		182.17	216.70		490.44						
			広	169.56		169.56	157.22		577.65	734.87		904.43						
			計	443.30		443.30	191.75		759.82	951.57		1,394.87	0.14			24.86	25.00	1,419.87
	材積	針	58,340		58,340	2,342		20,932	23,274		81,614							81,614
		広	18,640		18,640	10,162		48,166	58,328		76,968							76,968
		計	76,980		76,980	12,504		69,098	81,602		158,582							158,582
	成長量	針	1,038.1		1,038.1	39.1		238.7	277.8		1,315.9							1,315.9
		広	337.9		337.9	184.1		705.9	890.0		1,227.9							1,227.9
		計	1,376.0		1,376.0	223.2		944.6	1,167.8		2,543.8							2,543.8

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 樹種別材積表

単位：材積 m³

樹種 林種	スギ	ヒノキ	カラマツ	アカマツ	クロマツ	モミ	ツガ類	その他 針葉樹
総 数	1,809,355	820,650	21,610	89,997	26,302	18,981	768	602
人工林	1,729,076	800,926	21,405	51,794	21,784	526	—	595
天然林	80,279	19,724	205	38,203	4,518	18,455	768	7

樹種 林種	ブナ	クリ	カシ類	クヌギ	ナラ類	カンバ類	その他 広葉樹	計
総 数	39,870	8,129	2,804	1,740	46,463	12,951	490,518	3,390,020
人工林	—	27	—	—	438	—	194,867	2,821,438
天然林	39,870	8,102	2,084	1,740	46,025	12,951	295,651	568,582

(5) 荒廃地等の面積

単位：面積 ha

区 分		荒 廃 地	荒廃危険地	備 考
総 数		17.69	3.45	
市 町 別 内 訳	姫路市	3.26	0.28	
	相生市	—	—	
	赤穂市	—	—	
	宍粟市	13.91	2.43	
	たつの市	0.52	0.74	
	市川町	—	—	
	神河町	—	—	
	太子町	—	—	
佐用町	—	—		

注：1 近畿中国森林管理局計画部治山課調による。

2 治山流域別調査による。

(6) 森林の被害

単位：面積 ha

種 類	シカ			野兎			松くい虫		
	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度
総 数	—	—	1.23	—	—	—	—	—	—
市町 別	宍粟市	—	1.23	—	—	—	—	—	—
	姫路市	—	—	—	—	—	—	—	—

種 類	林野火災		
年 度	17年度	18年度	19年度
総 数	—	—	1.34
市町 別	宍粟市	—	—
	姫路市	—	1.34

注：被害面積は実損面積

(7) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

区分	計	保有山林なし	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100～500ha	500～1,000ha	1,000ha以上	
総数	1,855	26	13	607	565	303	82	82	87	79	3	8	
姫路農林水産振興事務所	姫路市	226	2	1	70	60	36	14	11	17	10	1	4
	神河町	255	4	3	70	75	56	15	12	13	7	—	—
	市川町	126	2	—	40	46	21	3	5	5	4	—	—
	福崎町	10	—	—	5	2	1	1	—	—	1	—	—
	小計	617	8	4	185	183	114	33	28	35	22	1	4
上郡農林水産振興事務所	相生市	35	—	—	7	12	8	6	1	—	—	—	1
	赤穂市	8	—	—	5	—	2	1	—	—	—	—	—
	上郡町	32	1	—	11	16	3	1	—	—	—	—	—
	佐用町	383	2	2	133	136	65	19	15	7	3	—	1
	小計	458	3	2	156	164	78	27	16	7	3	—	2
龍野農林振興事務所	たつの市	49	—	—	18	15	7	1	4	2	1	—	1
	太子町	6	—	—	1	2	2	—	—	1	—	—	—
	宍粟市	725	15	7	247	201	102	21	34	42	53	2	1
	小計	780	15	7	266	218	111	22	38	45	54	2	2

注：2005年農林業センサスによる。

(2) 森林施業計画の認定状況

単位：ha

区分	合計	私有林			公有林		
		人工林	天然林	小計	人工林	天然林	小計
総数	45,429	34,279	9,192	43,471	1,848	110	1,958
姫路農林水産振興事務所	21,847	17,361	2,820	20,181	1,556	110	1,666
上郡農林水産振興事務所	4,050	2,914	844	3,758	292	—	292
龍野農林振興事務所	19,532	14,004	5,528	19,532	—	—	—

注：1 認定面積は、平成20年4月1日現在に有効な森林施業計画の面積について計上する。(林務課調べ)

2 なお、計画期間中、重複して森林施業計画の認定を受けた箇所については最新の森林計画についてのみ計上する。

3 四捨五入のため、区分の積み上げと、小計、合計の値は一致しない。

(3) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

(ア) 森林組合

単位：員数 人、金額 千円、面積 ha

区分	組合名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員所有(組合所有)森林面積	備考
総数	15組合	23,872	63	367,116	113,063	
姫路市 農林水産 振興事務所	姫路市	姫路森林組合	2,270	—	1,050	4,207
	〃	夢前町森林組合	1,048	3	3,080	6,880
	〃	香寺町森林組合	482	—	545	971
	〃	安富町森林組合	767	4	10,094	4,919
	神河町	神崎町森林組合	706	13	73,128	8,458
	〃	大河内森林組合	683	5	92,424	7,050
	市川町	市川町森林組合	937	1	774	5,680
	福崎町	福崎町森林組合	68	—	1,003	1,612
	小計	8組合	6,961	26	182,098	39,777
上郡市 農林水産 振興事務所	相生市	相生市森林組合	1,037	1	281	5,720
	赤穂市	赤穂市森林組合	301	—	41	1,233
	上郡町	上郡町森林組合	1,738	3	3,879	8,285
	佐用町	佐用郡森林組合	4,816	7	15,541	17,108
	小計	4組合	7,892	11	19,742	32,346
龍野市 農林水産 振興事務所	たつの市	龍野市森林組合	851	—	251	1,057
	〃	新宮町森林組合	2,036	3	17,457	4,608
	宍粟市	しそう森林組合	6,132	23	147,568	35,275
	小計	3組合	9,019	26	165,276	40,940

注：平成18事業年度 兵庫県森林組合統計書による。

(イ) 生産森林組合

単位：員数 人、金額 千円、面積 ha

区分	組合名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員所有(組合所有)森林面積	備考
総数	138組合	9,393	—	3,938,793	13,458	
姫路市 農林水産 振興事務所	姫路市	相野	55	—	1,650	26
	〃	西脇	82	—	2,624	43
	〃	石倉	88	—	8,900	75
	〃	刀出	72	—	12,141	24
	〃	上伊勢	89	—	56,871	113
	〃	下構	191	—	2,700	28
	〃	大堤	40	—	2,360	6

区分	組合名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員所有(組合所有)森林面積	備考
姫路農林水産振興事務所	姫路市 六九谷	67	—	33,566	40	
	菅生潤	207	—	60,444	175	
	菅生第四	29	—	490	46	
	佐中	38	—	39,944	95	
	野畑	50	—	16,500	39	
	勘野甲組	94	—	79,200	282	
	勘野乙組	80	—	40,240	85	
	戸倉	76	—	22,910	90	
	古瀬畑	31	—	13,640	85	
	護持	95	—	79,054	130	
	関	29	—	15,360	353	
	狭戸	62	—	12,416	59	
	植木野	51	—	12,331	66	
	塩野	69	—	21,827	129	
	瀬川	42	—	5,760	63	
	安志南栄	34	—	14,314	40	
	三坂	25	—	6,948	34	
	安志東栄	35	—	9,243	34	
	三森	52	—	60,480	150	
	安志西栄	49	—	16,159	54	
	安志安栄	121	—	63,440	82	
	名坂	79	—	71,890	206	
	長野	61	—	23,832	36	
	末広	74	—	208,865	172	
	神河町 大畑	81	—	26,325	93	
	作畑	54	—	22,633	82	
	福本	112	—	12,320	54	
	岩屋	63	—	7,320	24	
	越知	124	—	55,180	211	
	根宇野	109	—	11,266	19	
	東柏尾	72	—	5,832	7	
	山田	126	—	11,214	23	
栗賀町	66	—	10,665	7		
新田	28	—	19,591	70		
杉	68	—	16,388	16		

区 分		組 合 名	組合員数	専従 職員 数	出資金 総 額	組合員所有 (組合所有) 森 林 面 積	備考
姫 路 農 林 水 産 振 興 事 務 所	神 河 町	栗	35	—	175	38	
	〃	上小田乙丙丁組	48	—	20,300	20	
	〃	宮 野	45	—	22,590	55	
	小 計	45組合	3,198	—	1,260,898	3,579	
上 郡 農 林 水 産 振 興 事 務 所	上 郡 町	細 野	27	—	4,490	66	
	〃	長尾谷東区	57	—	4,902	86	
	佐 用 町	佐 用 大 坪	30	—	7,200	26	
	〃	山 脇	61	—	3,270	34	
	〃	中 山	24	—	3,600	25	
	〃	寄 延	11	—	836	19	
	〃	西 大 畠	91	—	8,736	210	
	〃	上 月	94	—	3,978	46	
	〃	目 高	12	—	862	18	
	〃	小 赤 松	42	—	3,948	18	
	〃	多 賀	65	—	1,625	46	
	〃	東 徳 久	88	—	3,204	8	
	〃	上 三 河	65	—	11,635	64	
	〃	平 松	51	—	5,202	61	
	〃	西 下 野	25	—	8,850	35	
	〃	米 田	22	—	2,425	16	
	〃	中 三 河	46	—	7,675	39	
	〃	広 山	18	—	6,878	56	
	〃	久 保	50	—	14,600	60	
	〃	新 宿	41	—	6,440	71	
〃	島 脇	36	—	7,844	32		
小 計	21組合	956	—	118,200	1,036		
龍 野 農 林 水 産 振 興 事 務 所	たつの市	広 山	139	—	6,878	13	
	太 子 町	田 中	53	—	2,385	18	
	〃	太 子 町 山 田	36	—	3,996	15	
	〃	原	81	—	15,222	52	
	〃	町 与	59	—	3,236	18	
	〃	東 南	63	—	3,816	2	
	〃	川 島	57	—	2,648	15	
	宍 粟 市	上 ノ 下	102	—	79,870	118	
	〃	杉 ケ 瀬	42	—	51,870	142	

区 分		組 合 名	組合員数	専従 職員 数	出資金 総 額	組合員所有 (組合所有) 森 林 面 積	備考
龍 野 農 林 振興事務所	宍 粟 市	田 井	78	—	33,200	71	
	〃	小 茅 野	16	—	9,520	233	
	〃	三 谷	56	—	168,560	268	
	〃	上 牧 谷	100	—	41,004	116	
	〃	生 谷	29	—	6,572	26	
	〃	中 野	103	—	12,566	54	
	〃	宇 野	38	—	27,695	44	
	〃	下 町	49	—	25,190	59	
	〃	上 ノ 上	71	—	8,496	156	
	〃	下 牧 谷	54	—	16,580	39	
	〃	与 位	134	—	134,000	600	
	〃	矢 原	32	—	21,440	25	
	〃	清 野	39	—	14,227	36	
	〃	東 下 野	21	—	30,820	40	
	〃	五 十 波	96	—	39,386	109	
	〃	葛 根	96	—	67,680	176	
	〃	大 沢	86	—	31,350	111	
	〃	神 谷	54	—	40,543	97	
	〃	梯	28	—	37,100	99	
	〃	土 万	85	—	33,600	114	
	〃	御 名	44	—	4,472	19	
	〃	中 井	26	—	3,120	7	
	〃	塩 山	58	—	7,830	43	
	〃	塩 田	83	—	93,320	234	
	〃	川 戸	132	—	43,254	130	
	〃	金 谷	63	—	9,761	25	
	〃	福 野	39	—	29,971	342	
	〃	河 原 田	80	—	33,560	305	
	〃	公 文	153	—	53,550	388	
	〃	東 河 内	192	—	86,400	563	
〃	能 倉	62	—	63,736	187		
〃	深 河 谷	50	—	24,000	86		
〃	福 中	34	—	16,104	52		
〃	上 岸 田	57	—	13,338	58		

注：平成18事業年度 兵庫県森林組合統計書による。

区 分		組 合 名	組合員数	専従 職員 数	出資金 総 額	組合員所有 (組合所有) 森 林 面 積	備考
龍 野 農 林 振興事務所	宍 粟 市	西 安 積	73	—	81,760	141	
	〃	横 山	35	—	9,472	40	
	〃	倉 床	55	—	31,350	212	
	〃	東 公 文	49	—	39,200	240	
	〃	三 方 町	91	—	22,295	116	
	〃	下 野 田	40	—	20,000	75	
	〃	上 野 田	41	—	53,080	98	
	〃	安 積	161	—	23,328	49	
	〃	曲 里	66	—	26,136	86	
	〃	中 安 積	41	—	9,881	62	
	〃	三 林	27	—	13,446	35	
	〃	閏 賀	64	—	33,280	110	
	〃	杉 田	57	—	73,872	90	
	〃	福 知	146	—	124,100	341	
	〃	嵯 峨 山	35	—	20,640	49	
	〃	東 市 場	152	—	45,135	140	
	〃	百 千 家 満	51	—	5,151	25	
	〃	草 木	13	—	17,254	151	
	〃	西 深	64	—	46,656	142	
	〃	黒 原	50	—	9,400	146	
	〃	岡 城	450	—	70,650	175	
	〃	千 町	25	—	9,750	111	
	〃	井 内	16	—	4,590	51	
	〃	安 黒	73	—	26,418	68	
	〃	須 行 名	99	—	56,826	82	
	〃	生 栖	81	—	42,273	119	
〃	西 公 文	104	—	113,880	480		
〃	伊 和	103	—	75,087	88		
〃	田 ノ 尻	7	—	2,919	16		
小 計	72組合	5,239	—	2,559,695	8,843		

注：平成18事業年度 兵庫県森林組合統計書による。

ウ 事業内容及び活動状況等

本計画区には、平成18年度末現在15の森林組合があり、うち作業班員を有する森林組合は10組合である。

組合事業は、森林の施業等の受託を通じた地域の森林整備の担い手として重要な役割を果たしており、その期待も依然として高いものの、公的機関から受注する森林整備事業に依存する傾向にあるため、現状のままでは近い将来経営環境の悪化も懸念されている。

森林組合にとって、森林整備事業のみに頼らず将来を見越した経営方針を明らかにした上で、①事業量の確保と安定的な健全経営 ②組合員に対するきめ細かなサービスの提供 ③間伐対象区域の拡大と安定的な木材生産に対応できる的確な森林整備システムの確立を図ることが最も重要な課題である。

このため、森林組合では、提案型施業を通じた組合員への働きかけによる施業の集約化や低コスト作業路網の整備、さらにこれらと組み合わせた高性能林業機械の導入等による効率的な作業システムの確立について、県や市町等関係機関と連携しながら取り組みを進め、森林整備事業と林産事業のバランスのとれた収益構造へとシフトさせていくことが求められている。

生産森林組合は、宍粟市を中心に138組合あり、一部の生産森林組合で積極的な事業実施がなされているものの、多くが木材価格の低迷や組合員の高齢化等により、森林整備等の事業が遅れている状況である。今後は地球温暖化防止のための森林吸収源対策としての間伐の集約的な実施や、県産木材の安定供給の担い手として、森林整備地域活動支援交付金制度や環境対策育林事業の活用を促し、経営意欲の向上を図る必要がある。

(4) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分		造 林 業	素材生産業	備 考
総 数		37	3	
姫路農林水産 振興事務所	姫路市	4	—	
	神河町	7	—	
	市川町	—	—	
	福崎町	—	—	
	小 計	11	—	
上郡農林水産 振興事務所	相生市	—	—	
	赤穂市	—	—	
	上郡町	1	—	
	佐用町	7	—	
	小 計	8	—	
龍野農林 振興事務所	たつの市	1	—	
	太子町	—	—	
	宍粟市	17	3	
	小 計	18	3	

(注) 2000年世界農林業センサスによる。

(5) 林業労働力の概況

本計画区における平成18年度の林業賃労働者数は540人、年間就労延日数は、92,596日である。このうち森林組合作業班は235人、41,561日であり、その他は臨時雇用の作業員や素材生産業者等となっている。

林業賃労働者数は、5年前の平成13年と比べると、46人減少している。年齢構成も60才未満の労働者が平成18年度で全体の53%と、若年者の新規参入により、少しずつではあるが高齢化に歯止めがかかっている。

今後、森林の多面的機能の高度発揮と県産木材の利用促進を図るためには、林業労働者の確保は重要な課題であり、事業量の確保による雇用の長期化、安定化を図るとともに、社会保険等への加入促進や林業機械化の促進等による就労条件の改善を図り、後継者の確保に努める必要がある。

林業賃労働者と就労日数

区 分		賃労働者数 (人)	年間就労延日数 (日)	備 考
総 数		540	92,596	
姫路農林水産 振興事務所	姫路市	122	13,676	
	神河町	124	17,571	
	市川町	3	450	
	福崎町	—	—	
	小 計	249	31,697	
上郡農林水産 振興事務所	相生市	25	3,361	
	赤穂市	—	—	
	上郡町	10	930	
	佐用町	14	1,387	
	小 計	49	5,678	
龍野農林 振興事務所	たつの市	7	1,478	
	太子町	—	—	
	宍粟市	235	53,743	
	小 計	242	55,221	

(注) 平成18年度兵庫県林業統計書による。

(6) 林業機械化の概況

本計画区における平成19年度末現在の主な林業機械の導入状況は下表のとおりで、集材機146台、小型運材車142台、動力枝打機206台等となっている。

高性能林業機械は、プロセッサ20台、タワーヤーダ3台、フォワーダ3台、スイングヤーダ7台が導入され、約7万m³の素材生産が行われている。

今後は、生産性の向上と労働強度の軽減を図るため、地域の実情に応じた高性能林業機械の導入を促進していく必要がある。

主な林業機械の導入状況

区 分	単位	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他
集 材 機	式	146	2	19	58	64	3
モ ノ ケ ー ブ ル	〃	8	1	1	1	3	2
リ モ コ ン ウ イ ン チ	台	11	1	1	6	3	—
自 走 式 搬 器	〃	30	—	8	4	17	1
小 型 運 材 車	〃	142	1	20	20	101	—
ト ラ ク タ	〃	2	1	1	—	—	—
動 力 枝 打 機	〃	206	3	11	17	165	10
グ ラ ッ プ ル ・ ク レ ーン	〃	92	1	21	35	34	1
グ ラ ッ プ ル ソ ー	〃	4	—	1	3	—	—
〔高性能林業機械〕							
フ ェ ラ バ ン チ ャ	台	—	—	—	—	—	—
ス キ ッ ダ	〃	—	—	—	—	—	—
ハ ー ベ ス タ	〃	—	—	—	—	—	—
フ ォ ワ ー ダ	〃	4	—	1	1	2	—
タ ワ ー ヤ ー ダ	〃	3	—	3	—	—	—
プ ロ セ ッ サ	〃	20	—	6	5	9	—
ス ウ イ ン グ ヤ ー ダ	〃	7	—	2	2	3	—

(注) 林業機械の保有状況調査による(平成19年度末)

(7) 作業路網等整備の概況

本計画区の平成19年度末現在の作業路開設延長（簡易作業路含む）は826kmで、林道500kmとあわせて1,323kmで、密度は8.1m/haとなっている。

今後も適正な森林施業推進のために作業路等の林内路網整備を積極的に推進していく必要がある。

作業路網等の整備状況

区 分		民有林面積 ① (ha)	作業路開設 延長 ② (m)	林道開設 延長 ③ (m)	密度 (②+③)/① (m/ha)
総 数		163,835	826,398	496,943	8
姫路農林水産 振興事務所	姫路市	28,979	70,813	86,845	5
	神河町	17,363	121,853	83,240	12
	市川町	6,228	12,810	41,893	9
	福崎町	2,462	11,868	9,472	9
	小 計	55,033	217,344	221,450	8
上郡農林水産 振興事務所	相生市	6,808	9,357	1,000	2
	赤穂市	7,969	2,071	4,911	1
	上郡町	11,305	16,223	8,337	2
	佐用町	24,654	191,073	27,700	9
	小 計	50,736	218,724	41,948	5
龍野農林 振興事務所	たつの市	11,401	35,888	6,750	4
	太子町	639	—	—	—
	宍粟市	46,026	354,442	226,795	13
	小 計	58,067	390,330	233,545	11

(注) 延長は林務課及び治山課調べ(平成19年度末現在)

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材種

計画と実行状況

単位：材積 千m³、実行歩合 %

区 分	伐 採 立 木 材 種								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐
総 数	278	68	210	231	78	153	83	115	73
針 葉 樹	276	66	210	230	78	152	83	118	72
広 葉 樹	2	2	—	1	0	1	50	—	—

注：1 計画欄は地域管理経営計画と官行造林施業計画の合計数量。

2 実行欄は平成16～19年度実績及び20年度見込量。

(2) 人工造林・天然更新別面積

計画と実行状況

単位：面積 ha、実行歩合 %

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実 行 歩 合	計 画	実 行	実 行 歩 合	計 画	実 行	実 行 歩 合
107.2	123.6	115	96.4	123.6	128	10.8	—	

注：(1)の注に同じ。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

計画と実行状況

単位：延長 km、実行歩合 %

種 類	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	1.1	—	—	17	19	118
基 幹	—	—	—	7	9	129
管 理	1.1	—	—	10	10	100

注：(1)の注に同じ。

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養保安林	1,143	17	1	—	—	—
災 害 の 防 備	641	200	31	0.07	—	—
保健・風致の保存等	320	—	—	0.02	—	—

注 計画欄は総量（10年分）、実行欄は平成16～19年度及び20年度見込量。

イ 保安林の指定施業要件の変更

単位 面積：ha

種 類	択伐率の変更面積			間伐率の変更面積			植栽の変更面積		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
水源かん養保安林	—	—	—	—	11,722	—	—	10,500	—
災 害 の 防 備	—	—	—	12	76	633	—	42	—
保健・風致の保存等	41	—	—	240	58	24	—	3	—

ウ 保安施設地区の指定

該当なし。

エ 保安施設事業

(ア) 計画と実行状況

単位 山地治山：箇所、保安林整備：面積ha、実行歩合：%

種 類	面 積		
	計 画	実 行	実 行 歩 合
山 地 治 山	17	32	189
保安林整備	82.49	160.59	195

注：（1）の注に同じ。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
—	—	—	—	46.71	46.71

注：区分「その他」には、官行造林地の契約解除面積等を含む。

(2) 森林以外より森林への異動

単位：ha

原野	農用地	その他	合計
—	—	2.94	2.94

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位：面積 ha、材積 1,000m³、延長 km

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	432	389	377	412	382	316	345	230
		針葉樹	431	388	376	410	380	314	343	229
		広葉樹	1	1	1	2	2	2	2	1
	主伐	総数	97	139	128	177	152	167	182	120
		針葉樹	96	138	127	175	150	165	180	119
		広葉樹	1	1	1	2	2	2	2	1
	間伐	総数	335	250	249	235	230	149	163	110
		針葉樹	335	250	249	235	230	149	163	110
		広葉樹	—	—	—	—	—	—	—	—
造林面積	総数	133	169	150	176	245	270	307	338	
	人工造林	133	160	150	176	245	270	307	338	
	天然更新	0	9	0	0	0	0	0	0	
林道開設延長		4.6	3.5							

(2) 分期別期首資源表

区	分	面						
		総 数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	
第 I 分期	総 数	16,215	347	748	1,266	1,754	4,060	
	人工林	総 数	11,979	320	744	1,241	1,607	3,449
		育成単層林	11,924	314	703	1,233	1,607	3,449
		育成複層林	55	6	41	8		
	天然林	総 数	4,236	27	4	25	147	611
		育成単層林	372	4	3		36	133
育成複層林								
天然生林	3,864	23	1	25	111	478		
第 II 分期	総 数	15,992	236	590	1,028	1,341	2,781	
	人工林	総 数	11,756	235	560	1,008	1,317	2,483
		育成単層林	11,701	235	529	984	1,317	2,483
		育成複層林	55	31	24			
	天然林	総 数	4,236	1	30	20	24	298
		育成単層林	372	1	6			44
育成複層林								
天然生林	3,864		24	20	24	254		
第 III 分期	総 数	15,637	300	347	748	1,266	1,754	
	人工林	総 数	11,401	300	320	744	1,241	1,607
		育成単層林	11,329	283	314	703	1,233	1,607
		育成複層林	72	17	6	41	8	
	天然林	総 数	4,236		27	4	25	147
		育成単層林	372		4	3		36
育成複層林								
天然生林	3,864		23	1	25	111		
第 IV 分期	総 数	15,336	319	236	590	1,028	1,341	
	人工林	総 数	11,100	319	235	560	1,008	1,317
		育成単層林	11,015	289	235	529	984	1,317
		育成複層林	85	30		31	24	
	天然林	総 数	4,236		1	30	20	24
		育成単層林	372		1	6		
育成複層林								
天然生林	3,864			24	20	24		
第 V 分期	総 数	14,905	328	300	347	748	1,266	
	人工林	総 数	10,669	328	300	320	744	1,241
		育成単層林	10,572	303	283	314	703	1,233
		育成複層林	97	25	17	6	41	8
	天然林	総 数	4,236			27	4	25
		育成単層林	372			4	3	
育成複層林								
天然生林	3,864			23	1	25		
第 VI 分期	総 数	14,656	421	319	236	590	1,028	
	人工林	総 数	10,420	421	319	235	560	1,008
		育成単層林	10,309	396	289	235	529	984
		育成複層林	111	25	30		31	24
	天然林	総 数	4,236			1	30	20
		育成単層林	372			1	6	
育成複層林								
天然生林	3,864				24	20		
第 VII 分期	総 数	14,407	515	328	300	347	748	
	人工林	総 数	10,171	515	328	300	320	744
		育成単層林	10,048	489	303	283	314	703
		育成複層林	123	26	25	17	6	41
	天然林	総 数	4,236				27	4
		育成単層林	372				4	3
育成複層林								
天然生林	3,864				23	1		
第 VIII 分期	総 数	14,163	577	421	319	236	590	
	人工林	総 数	9,927	577	421	319	235	560
		育成単層林	9,790	550	396	289	235	529
		育成複層林	137	27	25	30		31
	天然林	総 数	4,236				1	30
		育成単層林	372				1	6
育成複層林								
天然生林	3,864					24		
第 IX 分期	総 数	14,156	645	515	328	300	347	
	人工林	総 数	9,920	645	515	328	300	320
		育成単層林	9,768	615	489	303	283	314
		育成複層林	152	30	26	25	17	6
	天然林	総 数	4,236					27
		育成単層林	372					4
育成複層林								
天然生林	3,864					23		

注：表中「*」は、育成複層林の上木の齡級配置を表す。

単位 面積：ha 材積：1,000m³

積						材 積
11・12齡級	13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上	
4,522	821	503	581	333	1,280	3,390
3,571	275	240	359	155	18	2,821
3,571	275	240	359	155	18	2,807
	*	*	*	*		14
951	546	263	222	178	1,262	569
187	2		1	6		32
764	544	263	221	172	1,262	537
5,206	1,714	642	614	310	1,530	3,685
4,150	1,086	275	349	186	107	3,095
4,150	1,086	275	349	186	107	3,080
		*	*		*	15
1,056	628	367	265	124	1,423	590
303	9	2	1		6	34
753	619	365	264	124	1,417	556
3,947	3,969	754	452	493	1,607	3,824
3,336	3,018	208	189	271	167	3,216
3,336	3,018	208	189	271	167	3,197
	*	*	*	*	*	19
611	951	546	263	222	1,440	608
133	187	2		1	6	36
478	764	544	263	221	1,434	572
2,756	4,601	1,589	596	518	1,762	3,938
2,458	3,545	961	229	253	215	3,314
2,458	3,545	961	229	253	215	3,290
	*	*	*	*	*	24
298	1,056	628	367	265	1,547	624
44	303	9	2	1	6	38
254	753	619	365	264	1,541	586
1,736	3,810	3,307	677	432	1,954	3,974
1,589	3,199	2,356	131	169	292	3,335
1,589	3,199	2,356	131	169	292	3,300
	*	*	*	*	*	35
147	611	951	546	263	1,662	639
36	133	187	2		7	40
111	478	764	544	263	1,655	599
1,337	2,710	3,912	1,491	499	2,112	4,008
1,313	2,412	2,856	863	132	300	3,356
1,313	2,412	2,856	863	132	300	3,316
		*	*	*	*	40
24	298	1,056	628	367	1,812	652
	44	303	9	2	7	42
24	254	753	619	365	1,805	610
1,262	1,736	3,360	2,962	656	2,193	4,007
1,237	1,589	2,749	2,011	110	268	3,342
1,229	1,589	2,749	2,011	110	268	3,298
	8	*	*	*	*	44
25	147	611	951	546	1,925	665
	36	133	187	2	7	43
25	111	478	764	544	1,918	622
1,026	1,333	2,650	3,235	1,349	2,427	3,979
1,006	1,309	2,352	2,179	721	248	3,302
982	1,309	2,352	2,179	721	248	3,252
		*	*	*	*	50
20	24	298	1,056	628	2,179	677
		44	303	9	9	45
20	24	254	753	619	2,170	632
748	1,248	1,690	3,067	2,565	2,696	4,010
744	1,223	1,543	2,456	1,614	225	3,321
703	1,223	1,543	2,456	1,614	225	3,266
	41	*	*	*	*	55
4	25	147	611	951	2,471	689
3		36	133	187	9	46
1	25	111	478	764	2,462	643